

平成29年度実績評価書

平成30年8月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成29年4月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成29年度実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成30年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成29年度実績評価計画書」において示した18の業績目標の実現状況についてそれぞれ評価を行った。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している（施策全般に関わる事業については、記載を省略している。）。

凡 例

本評価書における用語等の意義は、次のとおりである。

1 (1) 刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

ウ 窃盗犯・・・窃盗

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、

背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

オ 風俗犯・・・賭博、わいせつ

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) 送致件数
警察において送致・送付した事件の件数をいう。
- (6) 送致人員
警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。
 - ※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。
 - ※ 統計、図表その他の計数資料における平成28年度以前の「強制性交等」の各種数値は、強姦事件の数を、29年度中の「強制性交等」の各種数値は、強姦並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷事件の数を、それぞれ計上している。
 - ※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 各業績指標の達成度の評価基準

- (1) 達成：◎
指標を全て達成していると認められるもの
- (2) おおむね達成：○
指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
- (3) 達成が十分とは言い難い：△
指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

6 各業績目標の達成度の評価基準（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

- (1) 目標超過達成：●
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
- (2) 目標達成：◎
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- (3) 相当程度進展あり：○
一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- (4) 進展が大きくない：△

一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

(5) 目標に向かっていない：×

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

7 評価結果の政策への反映の方向性について

(1) 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

(2) 改善・見直し

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

(3) 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	1
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	5
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	7
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	9
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	12
	3 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	15
	4 捜査への科学技術の活用	18
	5 被疑者取調べの適正化	20
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	22
	2 国際組織犯罪対策の強化	25
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	28
	2 運転者対策の推進	31
	3 道路交通環境の整備	34
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	40
	2 災害への的確な対処	44
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	47
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	50
7 安心できるIT社会の実現	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	53

平成29年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

(警察庁29-①)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進					
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	124,391 ＜116,981,772＞	69,117 ＜125,096,438＞	152,303 ＜119,706,518＞	103,893 ＜112,965,414＞
		補正予算(b)	0 ＜9,773,369＞	0 ＜18,872,041＞	0 ＜40,403,411＞	0
		繰越し等(c)	0 ＜10,583,225＞	0 ＜8,080,084＞	0	0
		合計(a+b+c)	124,391 ＜137,338,366＞	69,117 ＜152,048,563＞	0	0
執行額(千円)	108,748 ＜121,094,872＞	48,510 ＜124,164,629＞				

※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。

業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 戦略の内容</p> <p>3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進</p> <p>(1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化</p> <p>4 社会を脅かす組織犯罪への対処</p> <p>(4) 銃器対策の推進</p> <p>(5) 国際組織犯罪対策</p> <p>(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策</p> <p>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保</p> <p>(1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進</p> <p>(4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進</p>				
	<p>○ 「人身取引対策行動計画2014」(26年12月16日犯罪対策閣僚会議)</p> <p>4 人身取引の撲滅</p> <p>(1) 取締りの徹底</p> <p>(2) 国境を越えた犯罪の取締り</p>				
	<p>○ 「子供・若者育成支援推進大綱」(28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定)</p> <p>第3 基本的な施策</p> <p>1 全ての子供・若者の健やかな育成</p> <p>2 困難を有する子供・若者やその家族の支援</p> <p>3 子供・若者の成長のための社会環境の整備</p> <p>4 子供・若者の成長を支える担い手の養成</p> <p>第4 施策の推進体制等</p>				
	<p>○ 子供の性的被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)</p> <p>Ⅲ 基本計画の具体的施策</p> <p>1 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化</p> <p>2 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援</p> <p>3 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進</p> <p>4 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進</p> <p>5 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生</p> <p>6 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化</p>				

業績指標①	項目	基準						実績
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
地域住民等の安全 を脅かしている犯罪 (注1)の認知件数	重要犯罪(件)	14,463	14,604	13,856	12,323	11,298	13,309	10,869
	殺人	1,042	952	1,028	943	876	968	922
	強盗	3,615	3,267	2,916	2,387	2,169	2,871	1,873
	放火	1,052	1,093	1,100	1,053	937	1,047	923
	強制性交等	1,309	1,389	1,253	1,138	967	1,211	1,140
	略取誘拐・人身売買	172	188	211	191	222	197	261
	強制わいせつ	7,273	7,715	7,348	6,611	6,127	7,015	5,750

業績指標	住宅対象侵入犯罪(件)	81,763	75,819	65,140	61,772	54,271	67,753	50,551
	住宅強盗	279	243	221	187	164	219	149
	空き巣	43,904	39,213	33,339	30,495	26,540	34,698	24,831
	忍込み	13,419	13,499	11,293	11,870	9,480	11,912	9,387
	居空き	3,737	3,228	2,644	2,388	2,177	2,835	1,879
	住居侵入	20,424	19,636	17,643	16,832	15,910	18,089	14,305
	※ 29年度は暫定値 (30年4月生活安全企画課作成)							
	注1 ここでは、重要犯罪と住宅対象侵入犯罪をいう。							
達成状況:○ (重要犯罪)	達成目標	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値を大きく下回る。						
達成状況:◎ (住宅対象侵入犯罪)								

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度	
	刑法犯の認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,377,540	1,300,308	1,190,844	1,078,450	975,390	1,184,506	891,019	
		※ 29年度は暫定値 (30年4月生活安全企画課作成)								
	参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
	防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)	団体数(団体)	46,673	47,084	47,532	48,060	48,160	47,502	47,444	
		構成員数(人)	2,773,597	2,747,268	2,776,438	2,758,659	2,725,437	2,756,280	2,626,016	
		(30年4月生活安全企画課作成)								
		【事例】	自然災害の被災地において、盗難事件等が発生している現状に鑑み、災害発生時の住民共助による防犯活動を展開するため、「大震災発生時パトロール隊」を組織し、災害発生時の防犯体制を確立した。(神奈川)							
	参考指標③	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度	
	少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	63,168	54,385	46,483	37,014	30,228	46,256	25,716	
		項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
		不良行為少年の補導人員(人)	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	727,394	476,284	
		少年相談受理件数(非行問題)(件)	13,341	12,251	11,536	10,641	10,482	11,650	10,528	
		※ 29年度は暫定値 (30年4月少年課作成)								
	参考指標④	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度	
	児童が被害者となる犯罪(児童ポルノ事犯、児童買春事犯及び児童虐待事件)の検挙件数及び警察から児童相談所に通告した児童数	児童ポルノ事犯の検挙件数(件)	1,546	1,682	1,854	2,080	2,153	1,863	2,527	
		児童買春事犯の検挙件数(件)	672	695	676	774	857	735	914	
		項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
		児童虐待事件の検挙件数(件)	521	514	740	822	1,081	736	1,138	
		警察から児童相談所に通告した児童数(人)	16,387	21,603	28,923	37,020	54,227	31,632	65,431	
	※ 29年度は暫定値 (30年4月少年課作成)									
参考指標⑤	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度		
風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,066	6,713	6,244	5,904	5,127	6,211	4,703		
	検挙人員(人)	7,122	6,514	5,942	5,715	5,044	6,067	4,523		
	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年		
	行政処分件数(件)	8,854	8,731	7,306	7,147	6,992	7,806	6,713		
	※ 29年度は暫定値 (30年4月保安課作成)									

参考指標⑥	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
「社会意識に関する世論調査」(注2)の結果	質問の概要	日本の国や国民について、誇りに思うこと(注3)						
	回答項目(%)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
	治安のよさ	54.2	56.7	56.8	56.6	58.7	56.6	57.7
	美しい自然	52.6	54.1	54.0	55.4	56.1	54.4	55.3
	長い歴史と伝統	46.3	44.2	46.0	46.6	47.2	46.1	47.6
	質問の概要	現在の日本の状況について、良い方向に向かっていると思われること(注4)						
	回答項目(%)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
	医療・福祉	27.5	27.6	26.7	29.2	31.4	28.5	31.5
	科学技術	25.7	25.1	30.1	29.1	25.8	27.2	20.5
	治安	15.6	19.4	18.9	19.8	22.0	19.1	20.5
	質問の概要	現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われること(注5)						
	回答項目(%)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
	国の財政	39.0	32.8	39.0	38.0	37.1	37.2	35.3
	防衛	24.3	21.7	23.7	24.2	28.2	24.4	30.3
	地域格差	20.5	23.7	29.6	27.9	28.5	26.0	26.7
治安	15.6	14.5	17.5	17.8	14.4	16.0	15.5	
注2 内閣府が全国18歳以上(27年度までは20歳以上)の者10,000人に対して実施。 注3 「あなたは、日本の国や国民について、誇りに思うことはどんなことですか。」との質問(複数回答)に対して、評価対象年度実施(30年1～2月)の調査において、回答が多かった上位3項目を抽出して表示。 注4 「あなたは、現在の日本の状況について、良い方向に向かっていると思われるのは、どのような分野についてでしょうか。」との質問(複数回答)に対して、評価対象年度実施(30年1～2月)の調査において、回答が多かった上位3項目を抽出して表示。 注5 「あなたは、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われるのは、どのような分野についてでしょうか。」との質問(複数回答)に対して、評価対象年度実施(30年1～2月)の調査において、回答が多かった上位3項目及び回答項目「治安」を抽出して表示。								

業績目標達成のために 行った施策	○ 持続可能な安全・安心まちづくりの推進【行政事業レビュー対象事業:1 防犯ボランティア支援事業の推進】 多くの防犯ボランティア団体は、構成員の高齢化や後継者の不在、資金の確保等、活動を継続する上での課題を抱えていることから、団体間の情報共有・交流・連携の場を構築し、士気の高揚や相互交流による活動の活性化を促すことを目的として、課題解決に向けた取組等をテーマとしたブロック別防犯ボランティアフォーラム及び防犯ボランティアフォーラム2017を開催した。
	○ 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子供女性安全対策班」において、29年中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等を767件検挙するとともに、指導・警告を1,593件実施した。
	○ 携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 各都道府県警察において、地域住民等に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を、携帯電話の電子メール、SNS、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。
	○ 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション等を防犯優良マンション等として登録又は認定する制度の構築を推進し、30年3月末現在、24都道府県(暫定値)で整備されている。
	○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及に努め、30年3月末現在、17種類3,377品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイト上で公表している。
	○ 非行少年を生まない社会づくりの推進【行政事業レビュー対象事業:2 児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進、4 生活安全警察執務資料作成等】 各都道府県警察において、問題を抱えた少年に積極的に連絡をとり、地域住民や関係機関・団体等と連携して、各種体験活動等を通じた非行少年の立ち直り支援活動を行った。さらに、非行防止教室の開催等を通じて少年の規範意識の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りの大きな阻害要因となっている不良交友関係の解消に向けた集団的不良交友関係の実態の把握、分析等の取組により、非行少年を生まない社会づくりを推進した。
	○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律的確な運用をはじめとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 様々な形態で営業する違法風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携した実態解明、取締りの推進等のほか、自治体や商店街等との協同による迷惑行為の防止、街並みの改善等を図った。

	○ 人身取引事犯の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 各種法令を適用した悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締り、被害者の適切な保護・支援等、人身取引事犯に対する取組を一層強化した。
	○ 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除 全国会議等において、猟銃所持不適格者の適切な排除の推進、猟銃許可所持者に対する猟銃等の適正な保管等に関する指導を徹底するよう、各都道府県警察に対して指示をした。また、実際に発生した事故を基にした資料を新たに作成、活用し、猟銃等講習会等を効果的に実施した。
	○ 少年の保護対策の推進【行政事業レビュー対象事業:2 児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進、4 生活安全警察執務資料作成等】 平成29年4月に策定された「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)に基づき、子供の性被害に係る事犯に対する取締りの強化、児童や保護者等が相談しやすい環境の整備等を実施した。 また、児童虐待事案に適切に対処し、児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応を図るため、児童虐待事案を認知した場合の確実な通告や児童相談所等関係機関との情報共有の取組を徹底するとともに、全ての都道府県警察において児童虐待の危険度判断の手引きを作成して活用を促進するなど、警察官の対応能力の向上を図った。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標①のうち、29年度中の重要犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(24.8%)には及ばないものの18.3%(2,440件)下回ったことから、目標をおおむね達成したといえる。 業績指標①のうち、29年度中の住宅対象侵入犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値を25.4%(17,202件)下回り、この率は刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(24.8%)を上回っていることから、目標を達成したといえる。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、防犯ボランティア団体の活動(参考指標②)が引き続き例年と同水準で展開されていることのほか、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供を推進したこと、防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進したこと等が、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	【業績目標及び達成目標】 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び達成目標を30年度の業績目標等として設定する。 【業績指標等】 業績指標①は、「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数」について達成目標を設定し評価しているところ、実質的には「重要犯罪」及び「住宅対象侵入犯罪」の認知件数について、それぞれ個別に達成状況を評価していることから、平成30年度については、業績指標を「重要犯罪の認知件数」と「住宅対象侵入犯罪の認知件数」に分け、設定する。 なお、参考指標として「SNS及び出会い系サイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数」を追加する。 【引き続き推進】 略取誘拐・人身売買の認知件数が、過去5年間の平均値を上回っていることを踏まえ、引き続き、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組等を推進する。

学識経験を有する者の 知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	○ 「平成29年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」(30年3月警察庁生活安全局少年課) ○ 「平成29年における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」(30年3月警察庁生活安全局保安課) ○ 犯罪統計 ○ 「社会意識に関する世論調査」(30年4月内閣府)
-------------------------------	---

政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施時期	30年8月
-------	-----------------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

(警察庁29-②)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化					
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。					
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	124,391 <116,981,772>	69,117 <125,096,438>	152,303 <119,706,518>	103,893 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	0 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	124,391 <137,338,366>	69,117 <152,048,563>		
執行額(千円)	108,748 <121,094,872>	48,510 <124,164,629>				
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関係する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進					

業績指標	業績指標①	項目	基準					24~28年度 (平均)	実績 29年度
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	総検挙人員(人)	うち地域警察官による検挙人員(人)	347,483	324,754	314,835	304,591	286,660	315,665	273,624
		占める割合(%)	79.4	77.0	75.3	73.8	72.6	75.8	71.1
		※ 29年度は暫定値 (30年4月地域課作成)							
達成状況: ○		達成目標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、前年度並みの水準を維持する。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
			地域警察官による 刑法犯及び特別法犯の検挙人員	刑法犯(人)	229,502	207,417	195,008	183,409	169,799
特別法犯(人)	46,296	42,609		42,014	41,417	38,334	42,134	36,379	
計	275,798	250,026		237,022	224,826	208,133	239,161	194,536	
※ 29年度は暫定値 (30年4月地域課作成)									
参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
		警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム	7分1秒	6分57秒	7分0秒	7分6秒	7分5秒	7分2秒	7分5秒
(30年4月地域課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	○ 犯罪の発生状況を踏まえたパトロールの実施 犯罪の多発する時間帯・地域を重点に、管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めた。
	○ 職務質問技能の伝承 「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、警視庁及び道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。
	○ 交番相談員の活用 29年度地方財政計画に基づき、交番相談員の導入に要する経費の要望を行い、所要の員数が容認されるなど、交番相談員の効果的活用を推進した。

	<p>○ 初動警察刷新強化施策の推進 「初動警察刷新強化のための指針」(20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「初動警察刷新強化の取組の定着化について(通達)」(24年5月24日付け警察庁内地発第19号)等に基づき、重点施策の定着化を図った。</p>
--	---

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標①については、29年度の実績値は、前年度から減少しているものの、28年度と比較して1.5ポイントの低下にとどまっていることから、目標をおおむね達成したといえる。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、これまでの大量退職・大量採用により、30歳未満の地域警察官の割合が全体の約4割で推移しており、依然として地域警察において、実務経験が浅く、特に検挙に必要な職務質問技能等を十分に習得していない若手警察官を多く擁している状況にある。こうした状況を踏まえ、上記の「業績目標達成のために行った施策」である職務質問技能伝承制度の効果的な運用や、職務質問に秀でた自動車警察隊による同行指導、新たに作成した職務質問マニュアルの都道府県警察への配布等、様々な教養制度等を拡充し、若手警察官の育成及び現場執行力の強化に努めたこと、及び地域の安全安心の確保のため、犯罪の多発時間帯・地域に重点を置いた効果的なパトロールや、積極的な職務質問等による犯罪の抑止・検挙活動等を推進したことが、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標及び業績指標】 今後、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化を図っていく必要があることから、引き続き、現在の業績目標を30年度の業績目標として設定する。 業績指標については、初動警察活動の強化の度合いをより的確に測るため、現行の指標に加えて、「緊急配備中における、緊急配備の対象となった事件検挙件数の割合」を設定する。 【達成目標】 業績指標①の達成目標については、取組の効果を長期的に評価するため、「前年度並みの水準を維持する」から「過去5年間の平均並みの水準を維持する」に変更する。
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、管内実態に即したパトロールの実施による犯罪の抑止及び検挙に努めるとともに、事件事故に迅速的確に対応できるよう、若手地域警察官の早期育成、街頭活動及び初動警察活動の強化に向けた取組等を推進する。	

学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ 「平成30年「110番の日」の実施等について」(30年1月警察庁生活安全局地域課)</p> <p>○ 犯罪統計</p>
---------------------------	--

政策所管課	地域課	政策評価実施時期	30年8月
-------	-----	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

(警察庁29-③)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止					
業績目標の説明	悪質商法事犯等や後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する環境事犯の取締りを推進することで、市民生活の安全と平穩を確保する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	124,391 ＜116,981,772＞	69,117 ＜125,096,438＞	152,303 ＜119,706,518＞	103,893 ＜112,965,414＞
		補正予算(b)	0 ＜9,773,369＞	0 ＜18,872,041＞	0 ＜40,403,411＞	/
		繰越し等(c)	0 ＜10,583,225＞	0 ＜8,080,084＞	/	/
		合計(a+b+c)	124,391 ＜137,338,366＞	69,117 ＜152,048,563＞	/	/
執行額(千円)	108,748 ＜121,094,872＞	48,510 ＜124,164,629＞	/	/		
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針 演説等)のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に実行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化 (3) 生活経済事犯への対策の強化					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	悪質商法事犯等 (注1)の検挙事件 数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
		検挙人員(人)	490	550	635	634	683	598	950
		注1 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯 (30年4月生活経済対策管理官作成)	925	1,130	1,115	974	1,013	1,031	1,270
	達成状況:◎	達成目標	悪質商法事犯等の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。						
	業績指標②	項目	基準					実績	
産業廃棄物事犯の 検挙事件数及び検 挙人員	検挙事件数(事件)	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
	検挙人員(人)	1,007	922	839	749	790	861	744	
	注2 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に30年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1 円以上支払ってしまったものを相談件数として計上している。 注3 相談内容に「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含むものが対象となるもので、当庁で抽出したも の (30年4月生活経済対策管理官作成)	1,485	1,408	1,285	1,161	1,213	1,310	1,107	
達成状況:○	達成目標	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
	悪質商法事犯等の 相談件数(注2)	利殖勧誘事犯の相 談件数(件)	9,581	8,284	5,726	4,226	4,183	6,400	4,107
		特定商取引等事犯 の相談件数(件)	97,759	110,976	107,246	100,384	105,460	104,365	101,084
		ヤミ金融事犯の相 談件数(注3)(件)	1,412	1,443	1,322	869	723	1,154	489
	注2 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に30年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1 円以上支払ってしまったものを相談件数として計上している。 注3 相談内容に「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含むものが対象となるもので、当庁で抽出したも の (30年4月生活経済対策管理官作成)								
参考指標②	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度	
産業廃棄物の不法 投棄件数(注4)	不法投棄件数 (件)	187	159	165	143	131	157	/	
注4 産業廃棄物の不法投棄件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用									

参考指標③	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数(注5)	件数(件)	29,086	33,680	35,886	29,207	24,191	30,410	19,408
	注5 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びびヤミ金融事犯に関するものに限る。(30年4月生活経済対策管理官作成)							

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 悪質商法事犯等及び産業廃棄物事犯の取締りの推進【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】</p> <p>平成29年生活安全警察運営重点に被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期事件化及び社会情勢の変化に応じた環境事犯の取締りの推進を掲げ、各種会議等での指示や個別事件の指導において、その趣旨を徹底した。</p>
	<p>○ 生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供の推進</p> <p>毎月、金融機関への情報提供の実績を含む犯行助長サービス対策について、全国の取組状況を各都道府県警察に示し、また、一部の府県には出張指導を行った。</p>
	<p>○ 関係機関・団体との連携の推進</p> <p>産業廃棄物事犯をはじめとする環境事犯等に対する取締りを推進するため、「生活経済事犯対策推進要綱」(26年3月14日付け警察庁丙生経発第4号別添)に基づき、関係行政機関等と連携した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>判断根拠</p> <p>業績指標①については、悪質商法等の相談件数(参考指標①)が減少傾向にある中、29年中の検挙事件数及び検挙人員がいずれも前年より増加したことから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、29年中の産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員ともに前年より減少しているが、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標②)も減少傾向にあることを勘案すれば、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のとおり、悪質商法事犯等の早期事件化について、きめ細やかに指導を行ったことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のとおり、関係行政機関等との連携による情報収集を指示したことが、目標をおおむね達成したこと寄与したと考えられる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標及び業績指標】</p> <p>今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、継続して「悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止」を業績目標とし、「悪質商法事犯等の検挙事件数及び検挙人員」及び「産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員」を業績指標とする。</p> <p>【達成目標】</p> <p>業績指標①及び②について、治安情勢の変化等を踏まえたより適切な目標とすべく、「前年並みの水準を維持する」から「過去5年間の平均並みの水準を維持する」に変更する。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】</p> <p>悪質商法事犯等については、早期の事件化を図るとともに、関係機関・団体と連携しつつ、犯罪の予防及び被害拡大防止を図る。</p> <p>また、環境事犯については、引き続き、産業廃棄物事犯等の取締りを推進するとともに、関係機関との連携を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成29年における生活経済事犯の検挙状況等について」(30年4月警察庁生活安全局生活経済対策管理官) ○ 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度)について」(29年12月環境省) ○ 犯罪統計
---------------------------	--

政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価時期	30年8月
-------	-----------	--------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標2 業績目標1

(警察庁29-④)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上					
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪(注1)・重要窃盗犯(注2)の検挙に向けた取組を推進する。 注1 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 注2 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	991,144 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	1,206,027 <137,338,366>	153,286 <152,048,563>		
執行額(千円)	914,731 <121,094,872>	89,632 <124,164,629>				
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充						

業績指標①	項目	基準					実績	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
各重要犯罪・重要 窃盗犯の検挙率	重要犯罪(%)	64.4	63.9	70.0	73.2	76.7	69.6	82.0
	殺人	95.0	97.7	98.6	99.8	100.2	98.3	102.7
	強盗	66.8	67.6	73.9	81.0	80.1	73.9	83.6
	放火	75.1	71.1	75.5	76.2	74.8	74.5	76.6
	強制性交等	84.3	83.7	89.1	94.6	97.5	89.8	94.5
	略取誘拐・人身売買	91.3	88.8	89.1	94.8	82.4	89.3	103.4
	強制わいせつ	53.2	53.1	59.8	61.8	68.9	59.4	75.5
	重要窃盗犯(%)	48.6	49.2	50.5	53.6	55.1	51.4	56.0
	侵入窃盗	52.4	51.8	53.1	55.3	57.4	54.0	57.1
	自動車盗	35.6	38.0	40.7	49.5	51.6	43.1	53.9
	ひったくり	44.8	57.7	54.7	58.0	39.8	51.0	73.9
	すり	25.5	28.4	26.5	28.3	31.9	28.1	27.2
	※ 29年度は暫定値 (30年4月捜査第一課作成)							
【事例】 会社員の夫(51)は、平成29年6月、東京都国立市の自宅マンションにおいて、夫婦間のトラブルにより妻(43)を殺害し、その遺体を八王子市内の山中に遺棄した。同年9月までに、同夫を殺人罪等で逮捕した(警視庁)。								
達成状況:○	達成目標	殺人、強盗、強制性交等、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率について、過去5年間の平均値を上回る。						

参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
各重要犯罪・重要 窃盗犯の検挙人員	重要犯罪(人)	7,238	7,317	7,371	7,273	7,129	7,266	7,148
	殺人	916	894	967	901	832	902	876
	強盗	2,359	2,243	2,087	2,030	1,830	2,110	1,730
	放火	593	540	602	603	567	581	574
	強制性交等	870	943	921	919	860	903	949
	略取誘拐・人身売買	123	157	171	148	170	154	221
	強制わいせつ	2,377	2,540	2,623	2,672	2,870	2,616	2,798
	重要窃盗犯(人)	12,879	11,747	10,771	10,271	9,485	11,031	9,317
	侵入窃盗	9,519	8,810	8,095	7,804	7,252	8,296	7,242

	自動車盗	1,668	1,448	1,354	1,184	1,100	1,351	1,032
	ひったくり	837	750	639	551	482	652	477
	すり	855	739	683	732	651	732	566
	※ 29年度は暫定値 (30年4月捜査第一課作成)							
参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
検視官の臨場率	検視官の臨場率(%)	49.7	62.7	72.3	76.0	78.2	67.8	78.9
	(30年3月捜査第一課作成)							

業績目標達成のために 行った施策	○ 情報分析支援システム(CIS-CATS)(注8)の活用 連続的に発生する事件の傾向を分析するなど、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に積極的に活用した。 注8 犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム
	○ 捜査特別報奨金制度の活用【行政事業レビュー対象事業:31 指名手配被疑者ポスターの作成等】 29年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ219事件を対象に、捜査特別報奨金制度に基づく広告を実施した。
	○ DNA型鑑定の効果的活用【行政事業レビュー対象事業:26 DNA型鑑定の実施、27 鑑識に必要な物品購入等、30 犯罪鑑識官による鑑定】 事件ごとに必要性を的確に判断した上でDNA型鑑定を実施し、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に活用した。
	○ DNA型データベースの活用【行政事業レビュー対象事業:26 DNA型鑑定の実施、27 鑑識に必要な物品購入等、30 犯罪鑑識官による鑑定】 被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録をデータベースに登録して犯人の割出、余罪の確認等を積極的に行い、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に活用した。
	○ 自動車ナンバー自動読取システムの活用【行政事業レビュー対象事業:32 自動車ナンバー自動読取装置の整備】 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの更新・整備を進めた。
	○ 犯罪死の見逃し事案の防止【行政事業レビュー対象事業:29 司法解剖等の実施】 犯罪死の見逃し事案の防止を図るため、死体取扱業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。
	○ 合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。
○ 指掌紋鑑定の活用【行政事業レビュー対象事業:28 指紋ライブスキャナー】 被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行うシステムを運用し、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に活用した。	

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標①については、29年度中のすりの検挙率が過去5年間の平均値を僅かに下回ったものの、それ以外の各罪種については、29年中の検挙率が過去5年間の平均値を上回り、重要犯罪・重要窃盗犯全体の検挙率も過去5年間の平均値を上回ったことから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情報分析支援システムの活用、DNA型鑑定の効果的活用等により各種捜査を推進したことが、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率を向上させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の目標等として設定する。 【引き続き推進】 依然として社会的反響の大きい重要犯罪・重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、引き続き、情報分析支援システム、捜査特別報奨金制度、DNA型鑑定等の効果的な活用、自動車ナンバー自動読取システムの更新・整備、犯罪死の見逃し事案の防止、合同捜査及び共同捜査の推進等に取り組む。

学識経験を有する者の 知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	犯罪統計
-------------------------------	------

政策所管課	捜査第一課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	30年8月
-------	-----------------------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標2 業績目標2

(警察庁29-⑤)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化				
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。				
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	当初予算(a)	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>
	補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
	繰越し等(c)	991,144 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
	合計(a+b+c)	1,206,027 <137,338,366>	153,286 <152,048,563>		
執行額(千円)	914,731 <121,094,872>	89,632 <124,164,629>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。					
業績目標に関係する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

業績指標	業績指標①	1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況						
	項目	基準						実績
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
	贈収賄(事件)	25	26	33	26	24	27	27
	談合・競売入札妨害(事件)	10	10	19	6	9	11	13
	あっせん利得処罰法違反(事件)	0	1	1	0	0	0	0
	政治資金規正法違反(事件)	1	0	0	0	0	0	0
	合計(事件)	36	37	53	32	33	38	40
	※ 29年度は暫定値 (30年4月捜査第二課作成)							
	【事例】 埼玉県上尾市議会議長(72)は、28年12月頃から29年1月頃までにかけて、ごみ処理施設の運転保守管理等を業とする会社の代表取締役から、同市が発注するペットボトル結束機運転管理業務の受注に関して、職務上不正な行為をするよう同市長に対して働き掛けてほしいとの請託を受け、同市長にあっせんしたことなどへの謝礼として、現金合計50万円を收受した。また、同市長(73)は、29年5月から6月までにかけて、同市が発注予定の環境センター運転管理業務の受注に関し、有利な取り計らいをするよう請託を受け、その謝礼として、現金合計60万円を收受した。同年11月までに、同市議会議長をあっせん収賄罪等で、同市長を受託収賄罪等で逮捕した(埼玉)。							
業績指標	政治・行政・経済の構造的不正に係る 犯罪の検挙状況 (検挙事件数及び 検挙事例)	2 経済的不正事案の検挙状況(注1)						
		項目	基準					
	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
	融資過程における事犯(事件)	47 (37)	40 (29)	24 (20)	21 (14)	19 (14)	30 (23)	21 (19)
	債権回収過程における事犯(事件)	5 (5)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	1 (1)	2 (2)	4 (2)
	その他金融機関役員による事犯(事件)	26 (0)	15 (0)	12 (0)	13 (0)	14 (0)	16 (0)	14 (0)
	合計(事件)	78 (42)	56 (30)	37 (20)	36 (15)	34 (15)	48 (24)	39 (21)
	※ 29年度は暫定値 (30年4月捜査第二課作成)							
	注1 括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。							

	【事例】 旅行会社の元役員(67)らは、在職中、同社が債務超過に陥るなどして資金繰りに窮しており、融資金を確実に返済できる見込みがなかったにもかかわらず、財務状況が良好であるかのように見せかけた内容虚偽の決算書等を提出して金融機関からの信用を得ていたことを利用し、平成28年6月頃から29年2月頃までの間、新規ツアー事業に伴う航空機等の貸借契約が締結されたことを装い、偽造した航空会社等の請求書等を金融機関に提出するなどして融資を申し込み、融資金は、後日、当該ツアー事業の売上代金により確実に返済されるものと誤信させ、複数の金融機関から、同社名義の口座に合計約5億4,000万円を振込入金させてだまし取った。30年2月までに、同元役員ら2人を詐欺罪等で逮捕した(警視庁)。	
	達成状況:○	達成目標

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
	公務員(注2)による 知能犯罪の検挙人員	検挙人員(人)	205	168	164	285	172	199	170

(30年4月捜査第二課作成)

※ 29年度は暫定値
注2「公務員」とは、国会議員、首長、各種議会議員、警察職員及びその他の公務員をいう。

業績目標達成のために 行った施策	○ 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や捜査体制の確立等に関する先進的な取組を紹介し、その導入を図るなどして、検挙実績向上に向けた対策を強化した。
	○ 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。
	○ 全国会議の開催 都道府県警察において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する警視・警部級の捜査幹部を対象とした会議を開催し、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、部外講師による講義、グループに分かれての個別検討等を実施した。
	○ 道府県警察に対する個別指導 実績を向上させるために個別の指導を要する道府県警察に、捜査第二課長をはじめとする職員が出張し、当該道府県警察の状況の詳細を把握した上、構造的不正事案に関する情報収集・内偵捜査、捜査指揮要領等について、道府県警察の幹部や捜査指揮官に対して個別に指導した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標①については、29年度中の政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数は、過去5年間の平均値を上回った。また、経済的不正事案の検挙事件数は、過去5年間の平均値を下回ったものの、直近3年間で最多となった。したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①のうち、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数については、過去5年間の平均値を上回っており、都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象とした実践的・効果的な研修、個別指導及び全国会議における検討の実施が、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。経済的不正事案の検挙事件数については、過去5年間の平均値を下回ったものの、直近3年間で最多となるなど、実践的・効果的な研修、個別指導及び全国会議における検討の実施が検挙事件数の減少傾向に歯止めをかけたものと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性 【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、政治・行政をめぐる構造的不正や経済的不正に係る犯罪の検挙の推進を図る必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の目標等として設定する。 評価結果の政策への反映の方向性 【引き続き推進】 政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事案の検挙に向け、都道府県警察の指導を徹底する。具体的には、各都道府県警察に対して、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査の着実な実施、捜査幹部の指揮能力の向上等を引き続き指導する。

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報</p>	<p>犯罪統計</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>捜査第二課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>30年8月</p>

平成29年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

(警察庁29-⑥)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化					
業績目標の説明	振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。 注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。					
業績目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	/
		繰越し等(c)	991,144 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	1,206,027 <137,338,366>	153,286 <152,048,563>		
執行額(千円)	914,731 <121,094,872>	89,632 <124,164,629>				
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化					
	○ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(29年6月9日閣議決定) 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた課題 5 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保 (2) 治安、消費者行政					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)		24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
		認知件数(件)	8,693	11,998	13,392	13,824	14,154	12,412	18,212
		振り込め詐欺	6,348	9,204	11,256	12,741	13,605	10,631	17,926
		振り込め詐欺以外	2,345	2,794	2,136	1,083	549	1,781	286
		被害総額(億円)	364.4	489.5	565.5	482.0	407.7	461.8	394.7
		振り込め詐欺	160.4	258.7	379.8	393.7	375.0	313.5	378.1
	振り込め詐欺以外	204.0	230.8	185.7	88.3	32.6	148.3	16.7	
	(30年5月捜査第二課作成)								
	達成状況:△		達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。					
業績指標②	項目	基準					実績		
特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員		24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
	検挙件数(件)	2,990	3,419	3,252	4,112	4,471	3,649	4,644	
	振り込め詐欺	2,313	2,519	2,351	3,555	3,914	2,930	4,361	
	振り込め詐欺以外	677	900	901	557	557	718	283	
	検挙人員(人)	1,523	1,774	1,985	2,506	2,369	2,031	2,448	
	振り込め詐欺	1,028	1,213	1,486	2,080	2,165	1,594	2,333	
振り込め詐欺以外	495	561	499	426	204	437	115		
(30年5月捜査第二課作成)									
達成状況:○		達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。						

参考指標①	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
	特殊詐欺の検挙率	特殊詐欺の検挙率(%)	34.4	28.5	24.3	29.7	31.6	29.7
(30年5月捜査第二課作成)								
参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)	検挙件数(件)	4,103	4,277	4,222	4,027	4,084	4,143	4,405
	検挙人員(人)	2,540	2,647	2,723	2,757	2,905	2,714	3,307
(30年5月捜査第二課作成)								
注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺及び盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪収益移転防止法違反並びに携帯電話不正利用防止法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。								

参考指標・参考事例

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 総合的な特殊詐欺対策の推進【行政事業レビュー対象事業：29-1 特殊詐欺に係る電話警告事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手交型(注4)の事案の捜査の推進のため、「だまされた振り作戦」を積極的に実施し、平素からそのための態勢整備を図るよう都道府県警察に対し指導した。 ・ 被害金原資対策のため、被害金の調達先となっている金融機関等に対し、被害者に対する声掛けや警察への通報、一定年数以上振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円(又は極めて少額)とする取組の推進について働き掛けるよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 電子マネー型(注5)への対策として、コンビニエンスストアと連携し、電子マネー購入者への声掛け、電子マネー購入時のチラシ等の啓発物品の配布等の取組を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 収納代行利用型(注6)への対策として、コンビニエンスストアや収納代行会社と連携し、利用者への声掛け、クリアファイル等の啓発物品の配布、端末機の画面に注意喚起を表記するなどの被害防止対策を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上利用できなくする「警告電話事業」を29年度に開始し、29年度中対象となった5,539番号のうち4,421番号(79.8%)に効果があった。 <p>注4 被害者が現金等を自宅等に受け取りにきた犯人に直接手渡す形態。 注5 電子マネーを購入させ、そのIDを教えるよう要求し、プリペイドカードの額面分の金額(利用権)をだまし取る形態。 注6 架空の有料サイト利用料金等の支払いを求められた被害者が、コンビニエンスストア等で収納代行(通販会社等の代金や公共料金の支払いにおいて、利用者が本来支払うべき相手に直接支払うのではなく、コンビニエンスストア等において支払うことにより、当該コンビニエンスストア等から通知を受けた業者(収納代行会社)が、以後の決済手続を代行するもの)の方法で支払を要求され、代金として支払った金額をだまし取られる形態。</p>
	<p>○ 関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各道府県警察から派遣された捜査員により構成される「振り込め詐欺等首都圏派遣捜査専従班」が、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内における基礎捜査等に従事することにより、関係警察相互の連携を図った。 ・ 都道府県警察に対して、部門間の連携による情報収集や都道府県警察間の合同捜査及び共同捜査等による犯行拠点の摘発等を推進するよう指示した。 ・ 全国会議等を開催し、各種検挙方策や施策について情報共有等を図った。
	<p>○ 広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業：3 高齢者犯罪被害防止事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進したほか、高齢者を取り巻く家族への働き掛けを強化し、高齢者被害防止の機運の醸成を図る取組を推進した。 ・ 通信事業者等と連携して、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器の普及促進に努めた。 ・ 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した高齢者の名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。
	<p>○ 特殊詐欺対策のための資機材の整備【行政事業レビュー対象事業：33 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進】</p> <p>特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進のための各種資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備した。</p>
	<p>○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。 ・ 特殊詐欺に悪用されるMVNO(仮想移動体通信事業者)が提供する携帯電話についても、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否に関する情報提供を推進した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	△:進展が大きくない	
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標①については、29年中の被害総額は前年と比較して減少したものの、認知件数は増加しており、目標を十分達成したとは言い難い。 業績指標②については、内訳をみると振り込め詐欺以外の特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員が過去5年間の平均値を下回っているものの、特殊詐欺全体の検挙件数及び検挙人員は、共に過去5年間の平均値を上回っており、おおむね目標を達成した。 業績指標②はおおむね目標を達成したものの、業績指標①は達成しておらず、被害を抑止し、安全安心な社会を実現するという観点から、業績目標については、「進展が大きくない」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、広報啓発活動の推進等の官民一体となった被害防止対策を推進した結果、被害総額や還付金等詐欺の認知件数は減少に転じたものの、高齢者を狙ったオレオレ詐欺や架空請求詐欺の被害が依然として多発していることから、更なる被害防止活動を推進する必要がある。 業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、総合的な特殊詐欺対策及び関係警察相互の連携を推進した結果、「だまされた振り作戦」による犯人の検挙が全国警察で一定程度定着したこと及び部門間の連携による情報収集等による犯行拠点の摘発が活発に行われたこと等が、検挙件数・人員の増加に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 特殊詐欺の認知件数及び被害総額が依然として高水準で推移するなど厳しい情勢が続いており、捜査・予防の両面からの対策を強化する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 各都道府県警察において検挙活動が強化されているが、犯行グループの壊滅に向けた取組や犯行に利用される電話の無力化に向けた取組をより一層推進する必要がある。また、高齢者の被害や多発する手口の被害を防止するため、一般的な広報啓発にとどまらず、金融機関等と連携した水際防止対策、高齢者やその家族等に対する、より直接的・個別的な被害防止の働き掛け等の被害防止対策を推進する。	
学識経験を有する者の 知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者から次のような意見があった。 ○ 業績指標①について、評価が厳しすぎるのではないか。 ○ 業績指標①に関連して、(被疑者側に現金が渡るのを)阻止できた状況を指標にできないか。 ○ 業績指標②について、むしろ検挙率が大事になってくるのではないか。		
政策評価を行う過程において 使用した資料 その他の情報	○ 犯罪統計 ○ 「平成29年の特殊詐欺認知・検挙状況等について(確定値版)」(30年5月警察庁刑事局捜査第二課・生活安全局生活安全企画課)		
政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施時期	30年8月

平成29年度実績評価書

基本目標2 業績目標4

(警察庁29-7)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	捜査への科学技術の活用					
業績目標の説明	科学技術の急速な発達、情報化社会の著しい進展等に的確に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等、捜査への科学技術の活用を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	991,144 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	1,206,027 <137,338,366>	153,286 <152,048,563>		
執行額(千円)	914,731 <121,094,872>	89,632 <124,164,629>				

※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。

業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充
	○ 「死因究明等推進計画」(26年6月閣議決定) 第1 死因究明等推進計画策定の基本的な考え方 3 死因究明等推進計画策定の基本的構成 (2) 重点的施策 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
	○ 「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定) 5 目的達成のための施策 5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 5.2.1 国民・社会を守るための取組 (3) サイバー犯罪への対策

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績 29年度	
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24~28年度 (平均)
DNA型データベースの活用件数		遺留DNA型記録一致件数(件)(注1)	2,013	2,265	2,556	2,513	2,501	2,370	3,032
		被疑者DNA型記録一致件数(件)(注2)	4,312	4,413	4,391	3,910	3,501	4,105	3,214
		(30年4月犯罪鑑識官作成)							
		注1 遺留DNA型記録(犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録)が、データベースに登録された被疑者DNA型記録(被疑者から採取した資料のDNA型記録)と一致した件数							
		注2 被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数							
達成状況:○		達成目標	DNA型データベースの活用件数を前年度よりも増加させる。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
	DNA型鑑定実施件数		鑑定実施件数(件)	278,119	286,856	313,492	306,265	301,941	297,335
(30年5月犯罪鑑識官作成)									
不正プログラム解析件数(注3)	参考指標②	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
			不正プログラム解析件数(件)	368	1,186	991	1,151	1,382	1,016
		(30年5月情報技術解析課作成)							
		注3 警察庁(地方機関を含む。)が都道府県警察からの要請等により行った、不正プログラムの解析の件数。							

業績目標達成のために 行った施策	○ 科学技術を活用した捜査のための研究の推進 犯罪捜査におけるDNA型鑑定資料の採取方法に関する研究、研修を行った。
	○ DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進【行政事業レビュー対象事業:26 DNA型鑑定の実施、30 犯罪鑑識官による鑑定】 各都道府県警察の鑑識課長、科学捜査研究所(室)長、捜査担当課長等を対象とした全国会議等において、DNA型鑑定資料の適正な採取、効果的なDNA型鑑定の実施及びDNA型データベースを充実させることの重要性等を指示することで、客観証拠を重視する捜査を推進した。
	○ DNA型鑑定基盤の整備【行政事業レビュー対象事業:26 DNA型鑑定の実施、30 犯罪鑑識官による鑑定】 都道府県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定をより効率的かつ的確に実施するため、30年度地方財政計画において、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費を要望し、容認された。
	○ 情報技術解析に係る取組の強化 警察庁及び地方機関に解析職員を増員し、体制を強化した。また、不正プログラム等を解析するための資機材を整備するとともに、電磁的記録解析等に関する専門知識・技術を習得させるための研修・訓練を実施した。さらに、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議、デジタルフォレンジック連絡会の開催等を通じ、国内外の関係機関と情報技術解析に係る情報の共有を行った。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標①については、前年度と比較して遺留DNA型記録一致件数が約21%増加し、被疑者DNA型記録一致件数は約8%減少した。29年度の刑法犯認知件数が前年度比で約9%減少していることに鑑みれば、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①について、DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進、DNA型鑑定基盤の整備等の各種施策を推進したことにより、DNA型鑑定の効果的な実施やDNA型データベースを充実させることの重要性の認識等が一定程度定着したことが、目標をおおむね達成したことに寄与したものと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	【業績目標】 今後も、的確な犯罪捜査を推進するため、DNA型鑑定等の科学技術を積極的に活用する必要がある状況に変わりはないことから、引き続き、現在の業績目標を30年度の目標として設定する。 【業績指標及び達成目標等】 刑法犯認知件数及びDNA型鑑定実施件数が減少傾向にあるところ、現在の業績指標及び達成目標であるDNA型記録一致件数の前年度比では、業績目標の達成状況を正確に評価しきれないことから、治安情勢の影響を踏まえたより適切な指標とするため、刑法犯認知件数の増減率を新たに参考指標とした上で、DNA型データベース活用件数の前年度比増減率を業績指標とし、当該率が刑法犯認知件数の前年度比増減率を上回ることを達成目標とする。 【引き続き推進】 引き続き、客観証拠を柱とした捜査・立証を推進するため、DNA型鑑定等の科学技術を効果的に捜査に活用するとともに、人的・物的な体制の充実等により、客観証拠の確実かつ適正な収集・鑑定に努める。

学識経験を有する者の 知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者から次のような意見があった。 ○ 防犯カメラ等の画像を広く提供してもらえるような体制を作っていくと、より強力に科学技術を活用することができるのではないか。 ○ 被疑者DNA型記録一致件数について、指標の修正は適切。一方で、遺留DNA型記録一致件数について刑法犯認知件数と相関して見ることに意味はあるのか。
---------------------	---

政策評価を行う過程において 使用した資料 その他の情報	なし
-----------------------------------	----

政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施時期	30年8月
-------	---------------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標2 業績目標5

(警察庁29-⑧)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	被疑者取調べの適正化					
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化を図る。					
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	991,144 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	1,206,027 <137,338,366>	153,286 <152,048,563>		
執行額(千円)	914,731 <121,094,872>	89,632 <124,164,629>				
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関係する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績
	監督対象行為の 事案数		24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)
		事案数(事案)	38	35	31	25	32	32
達成状況:○		達成目標	被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に定める監督対象行為の事案数を前年より減少させる。					(30年3月総務課作成)

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
	都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況	巡回指導回数(回)	35	47	29	41	41	39	47
		実施率(%) (注1)	74.5	100.0	61.7	87.2	87.2	82.1	100.0
		注1 巡回指導回数÷47県×100 (30年3月刑事企画課作成)							
	参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
	捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況	研修実施機関数(機関)(注2)	54	54	54	54	54	54	54
		実施率(%) (注3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		注2 研修実施機関とは、警察大学校、管区警察学校(東北、関東、中部、近畿、中国・四国(合同開催)、九州)及び都道府県警察学校をいい、当該年において1回以上研修を実施した機関数を計上。 注3 研修実施機関数÷54機関×100 (30年3月刑事企画課作成)							
	参考指標③	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
	取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認等による確認状況	視認回数(回)	3,248,571	3,259,364	3,015,387	2,749,681	2,482,571	2,951,115	1,915,345
実視認率(%) (注4)		95.8	96.4	95.9	95.8	96.1	96.0	88.3	
注4 視認した被疑者取調べ件数÷被疑者取調べ件数×100 (30年3月総務課作成)									
参考指標④	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
被疑者取調べ件数	件数(件)	1,562,878	1,493,530	1,447,988	1,417,505	1,351,203	1,454,621	1,306,504	
(30年3月総務課作成)									

参考指標⑤	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間	録音・録画時間(分)(注5)	44	187	840	1,262	1,469 (注4)	760	1,481
	(30年5月刑事企画課作成)							
		注5 総録音・録画時間÷録音・録画実施件数(小数点以下四捨五入)						
		注6 28年度下半期からは、取調べの録音・録画制度の施行に対応した新たな取調べの録音・録画の試行を開始						

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等 更なる被疑者取調べの適正化が図られるよう、捜査部門において、47都道府県の警察本部及び警察署に対し巡回業務指導を実施したほか、取調べ監督部門において、47都道府県及び皇宮警察の警察本部等に対して実地点検等を実施した。</p>
	<p>○ 研修(取調べ専科)等の実施 取調べの適正化等を推進するために、「取調べ専科」や各種任用時研修等において、心理学の知見を踏まえた取調べ技術に関する講義及び実践的な研修・訓練(ロールプレイング方式)を実施した。</p>
	<p>○ 被疑者取調べの録音・録画の試行の実施 被疑者取調べの録音・録画の試行の推進を図るため、各管区警察局主催による講義のほか、23の警察本部に対して巡回教養を実施した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>○: 相当程度進展あり</p> <p>業績指標①については、29年中に発生した不適正な取調べにつながるおそれのある監督対象行為と認定された事案は20事案であり、一定数の発生はあるものの、発生件数が前年から大きく減少したことから、目標をおおむね達成することができたと評価した。したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①の監督対象行為を類型別にみると、特に、みなし監督対象行為の事案数が大幅に減少(前年比-8事案)した。これは、都道府県警察等に対する指導等による効果と考えられる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標及び業績指標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、被疑者取調べの適正化に係る指導を実施する必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を30年度の目標等として設定する。 【達成目標等】 達成目標については、単なる前年との対比ではなく、中長期的に見た評価を行うことがより適切であると考えられることから、現在の達成目標である「前年より減少させる」を見直し、30年度の達成目標を「過去5年間の平均値を下回る」に変更する。 なお、参考指標③については削除する。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 29年においても、取調べに係る不適正事案や監督対象行為が発生していることから、引き続き、捜査部門は取調べの適正化に関する業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門はチェック機能としての役割を果たすための取組を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成29年における被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則の施行状況について」(30年2月警察庁)
---------------------------	--

政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施時期	30年8月
-------	-----------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標3 業績目標1

(警察庁29-⑨)

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化					
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	94,389 <116,981,772>	79,790 <125,096,438>	77,008 <119,706,518>	66,186 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	0 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	94,389 <137,338,366>	79,790 <152,048,563>		
執行額(千円)	59,653 <121,094,872>	39,415 <124,164,629>				
※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(25年8月薬物乱用対策推進会議決定) 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化					
	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マネー・ローンダリング対策 (3) 薬物対策の推進					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	暴力団構成員等 (注1)の数		24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
		暴力団構成員等(人)	63,200	58,600	53,500	46,900	39,100	52,260	34,500
		(30年4月組織犯罪対策企画課作成)							
	達成状況:◎	達成目標	暴力団構成員等の数を前年よりも減少させる。						
	業績指標②	項目	基準					実績	
	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
			検挙件数(件)	18,446	18,304	18,630	19,920	19,409	18,942
		検挙人員(人)	13,046	12,965	13,294	13,800	13,401	13,301	13,552
	※ 29年度は暫定値 (30年4月薬物銃器対策課作成)								
達成状況:○	達成目標	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員を前年度よりも増加させる。							
業績指標③	項目	基準					実績		
組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等(注2)の没収額・追徴額(注3)		24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年	
		組織的犯罪処罰法(千円)	1,040,384	17,133,324	525,782	4,123,454	2,054,995	4,975,588	2,824,242
	麻薬特例法(千円)	382,714	522,558	334,574	205,269	304,652	349,953	356,522	
(30年4月組織犯罪対策企画課作成)									
注2 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産 注3 第一審裁判所において行われる通常の公判手続における没収額・追徴額(実績値は法務省資料に基づくもので、金額は千円未満切捨て)									

	達成状況: △	達成目標	組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額について、過去5年間の平均値を上回る。
--	---------	------	--

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	基準					実績	
	暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら事件における検挙人員		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度(平均)	29年度
			検挙件数(件)	47,207	42,115	39,197	38,872	35,616	40,601
	検挙人員(人)	23,308	23,462	22,083	21,726	19,797	22,075	17,060	
	※ 29年度は暫定値 (30年4月暴力団対策課作成)								
参考指標②	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度(平均)	29年度	
	暴力団排除条例の適用件数	84	81	63	92	91	82	98	
	(30年4月暴力団対策課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 暴力団犯罪の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業、35 組織犯罪対策】 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団関係事件の情報収集を徹底するなど暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。</p> <p>○ 暴力団対策法の積極的・効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業】 中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法第31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的な運用を推進した。</p> <p>○ 暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業、35 組織犯罪対策】 暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友ざい関係等組織実態の解明を推進した。</p> <p>○ 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業、35 組織犯罪対策】 暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、暴力団員等に係る組織的犯罪処罰法の適用状況、不法収益の剥奪状況を収集・分析するなどし、同法の積極的な適用を推進した。</p> <p>○ 暴力団排除条例の定着化の促進【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業、35 組織犯罪対策】 各都道府県警察が暴力団排除条例に基づく行政措置を積極的に適用するよう指導するなどにより、条例の定着化を図った。</p> <p>○ 各種暴力団排除活動の推進【行政事業レビュー対象事業:35 組織犯罪対策】 関係機関・団体と連携し、全国暴力追放運動大会の開催、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策、公共事業をはじめとする各種事業や各種取引等からの暴力団排除及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策を推進した。</p> <p>○ 薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業、35 組織犯罪対策】 各都道府県警察の薬物事犯捜査を指揮する捜査幹部に重点的に推進すべき事項等を理解させるための会議を開催するなどして、末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。</p> <p>○ 密輸・密売対策用資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:35 組織犯罪対策】 薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材を整備した。</p> <p>○ 国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化【行政事業レビュー対象事業:35 組織犯罪対策】 国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p> <p>○ 捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施【行政事業レビュー対象事業:35 組織犯罪対策】 組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法、効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行うとともに、関係機関と連携した合同訓練を行うなど、捜査力の向上を図った。</p>
---------------------	---

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断根拠	<p>業績指標①については、29年の暴力団構成員等の数が前年より減少したことから、目標を達成したものと認められる。</p> <p>業績指標②については、29年度中の検挙件数は前年度より減少したものの、検挙人員は前年度より増加した。検挙人員は、暴力団等犯罪組織の存立基盤に対する打撃の度合いを客観的に示しており、検挙件数よりも重要な指標であることから、おおむね目標を達成したものと認められる。</p> <p>業績指標③については、麻薬特例法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額は過去5年間の平均値を上回ったが、組織的犯罪処罰法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額は過去5年間の平均値を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>したがって、一部の業績指標で目標は達成されなかったものの、総じて現行の取組には効果が認められることから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」により、暴力団の活動の基盤となる資金源に打撃を与え、検挙により暴力団構成員等を社会から隔離したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」により、薬物に関する各種法令を積極的に活用し、末端乱用者や薬物密輸・密売組織の首領等の検挙を徹底したこと等が、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、上記の「業績目標達成のために行った施策」により、積極的に組織的犯罪処罰法や麻薬特例法を適用し、暴力団や薬物密輸・密売組織から犯罪収益の剥奪を行ったことが一定程度有効であったと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標】 今後も、組織犯罪対策を強化するため、暴力団構成員等の数を減少させるなどすることにより、暴力団等犯罪組織の存立基盤を弱体化させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標を30年度の業績目標として設定する。</p> <p>【業績指標及び達成目標】 業績指標①及び②の達成目標については、前年(度)からの増減ではなく、過去5年間の平均値と比較する方がより適切であることから、変更する。 業績指標③については、没収額・追徴額はその時々的事案規模により大きく変動するものであり、業績指標として必ずしも適当ではないことから、参考指標に変更する。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 暴力団対策では、引き続き、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底し、暴力団対策法を効果的に運用するとともに、暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。特に、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にある中で、神戸山口組を離脱した傘下組織が新たに任侠山口組を結成するなど、予断を許さないことから、引き続き、取締りや警戒の強化を図るとともに、暴力団対策法の効果的運用に努めるなど、暴力団の危険な活動の抑止を図る。</p> <p>薬物対策では、引き続き、外国の取締り機関との緊密な情報交換等により外国人組織と暴力団の結節点の解明を図るとともに、末端乱用者の検挙を徹底するなどし、薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取組を推進する。</p> <p>マネー・ローンダリング対策では、引き続き、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益等の剥奪を徹底する。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者から次のような意見があった。 ○ 業績指標③について、業績指標から参考指標に変えるというのとは妥当な修正。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成29年における組織犯罪の情勢」(30年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課) ○ 「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(平成29年)」(30年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室) ○ 平成29年犯罪白書及び法務省刑事局公安課から提供を受けた没収額・追徴額に係る情報 ○ 犯罪統計 		
政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課	政策評価実施時期	30年8月

平成29年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

(警察庁29-⑩)

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	国際組織犯罪対策の強化					
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	94,389 ＜116,981,772＞	79,790 ＜125,096,438＞	77,008 ＜119,706,518＞	66,186 ＜112,965,414＞
		補正予算(b)	0 ＜9,773,369＞	0 ＜18,872,041＞	0 ＜40,403,411＞	/
		繰越し等(c)	0 ＜10,583,225＞	0 ＜8,080,084＞	/	/
		合計(a+b+c)	94,389 ＜137,338,366＞	79,790 ＜152,048,563＞	/	/
執行額(千円)	59,653 ＜121,094,872＞	39,415 ＜124,164,629＞	/	/		
※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標3・業績目標1の再掲)。						
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) III 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 (2) 不法滞在等対策					

業績目標	業績指標①	項目	基準					実績		
	来日外国人による 共犯事件(注1)の 包括罪種別検挙件数		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度	
		総検挙件数(件数)	5,219	5,153	3,312	3,138	3,316	4,028	3,905	
		凶悪犯	22	39	24	26	24	27	20	
		粗暴犯	134	127	135	154	139	138	135	
		窃盗犯	4,638	4,551	2,811	2,596	2,471	3,413	3,127	
		知能犯	285	262	246	252	543	318	474	
		風俗犯	2	7	6	7	3	5	2	
	その他の刑法犯	138	167	90	103	136	127	147		
	※ 29年度は暫定値 (30年4月国際捜査管理官作成)									
達成状況:△		達成目標	来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数について、過去5年間の平均値を上回る。							
業績目標	業績指標②	項目	基準					実績		
	国際組織犯罪を助 長する犯罪インフ ラ事犯の検挙件数 及び検挙人員		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度	
		地下銀行	検挙件数 (件)	22	31	24	20	11	22	9
		検挙人員 (人)	35	33	35	40	10	31	14	
		偽装 結婚等 (注2)	検挙件数 (件)	156	154	150	102	94	131	85
		検挙人員 (人)	413	457	383	358	302	383	231	
		旅券等偽 造	検挙件数 (件)	63	131	225	209	144	154	226
		検挙人員 (人)	63	119	211	191	133	143	150	
		不法就 労助長	検挙件数 (件)	349	369	393	392	391	379	396
		検挙人員 (人)	313	369	416	425	439	392	444	
(30年4月国際捜査管理官作成)										
達成状況:○		達成目標	犯罪インフラ事犯のうち、地下銀行、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。							

業績指標③	項目	基準						実績
		24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
国外逃亡被疑者等 (注3)(うち外国人) の検挙人員(注 4)及び処罰人員 (注5)	検挙人員(人)	32	43	36	34	34	36	77
	処罰人員(人)	2	3	8	4	0	3	2
(30年3月国際捜査管理官作成)								
注3 日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者								
注4 出入国審査で被疑者を発見して検挙した人員及び外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した人員								
注5 逃亡先国において国外犯処罰規定が適用された人員								
達成状況:○	達成目標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員及び処罰人員について、過去5年間の平均値を上回る。						

参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度	
		来日外国人犯罪の 刑法犯検挙件数及 び検挙人員	検挙件数(件)	10,826	10,757	9,506	9,386	9,696	10,034
	検挙人員(人)	5,373	5,654	5,881	6,243	6,077	5,846	6,082	
※ 29年度は暫定値 (30年4月国際捜査管理官作成)									
参考指標②	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度	
来日外国人犯罪の 包括罪種別検挙件 数及び検挙人員	凶 悪 犯	検挙件数(件)	137	124	140	141	145	137	136
		検挙人員(人)	138	114	144	169	151	143	153
	粗 暴 犯	検挙件数(件)	876	920	1,025	1,101	1,102	1,005	1,143
		検挙人員(人)	981	1,031	1,114	1,254	1,223	1,121	1,242
	窃 盗 犯	検挙件数(件)	7,730	7,799	6,526	6,164	5,972	6,838	6,658
		検挙人員(人)	2,675	2,889	3,025	3,197	2,981	2,953	2,823
	知 能 犯	検挙件数(件)	788	620	557	559	984	702	1,230
		検挙人員(人)	468	526	455	415	453	463	604
	風 俗 犯	検挙件数(件)	95	101	147	127	161	126	130
		検挙人員(人)	80	84	128	121	134	109	120
	刑 法 犯 の 他 の	検挙件数(件)	1,200	1,193	1,111	1,294	1,332	1,226	1,391
		検挙人員(人)	1,031	1,010	1,015	1,087	1,135	1,056	1,140
	※ 29年度は暫定値 (30年4月国際捜査管理官作成)								
	参考指標③	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
国外逃亡被疑者等 の推移	国外逃亡被疑者等の数	818	798	745	740	707	762	668	
	(人)うち外国人	654	650	624	621	581	626	538	
※ 数値は各年の12月末現在 (30年4月国際捜査管理官作成)									

業績目標達成のために 行った施策	○ 国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業、35 組織犯罪対策】 都道府県警察に対する個別指導の実施等により、国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動等の解明に努めるとともに、国際組織犯罪の取締りの強化を図った。
	○ 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り【行政事業レビュー対象事業:34 安心な社会を創るための匿名通報事業、35 組織犯罪対策】 実態解明等に関する検討会の開催等により、犯行手口や捜査手法等に関する情報共有を推進し、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りの強化を図った。
	○ 事前旅客情報システム(APIS)及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗務員に関する情報と警察庁が保有している指名手配等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。
	○ 国外逃亡被疑者等対策の推進【行政事業レビュー対象事業:35 組織犯罪対策】 国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な手配等により、関係機関等と連携してその国外逃亡を阻止するとともに、国外逃亡した被疑者については、外国治安当局と連携を図り、身柄の確保を推進した。
	○ 各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化【行政事業レビュー対象事業:35 組織犯罪対策】 29年12月に東アジア地域組織犯罪対策代表者会議を開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図った。

	<p>○ 国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施</p> <p>警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部及び警部補を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施した。</p>
--	---

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>判断根拠</p> <p>業績指標①については、知能犯及びその他の刑法犯を除く各包括罪種別検挙件数が減少しており、達成が十分とはいえないものの、粗暴犯については2.2%の微減にとどまっていること、風俗犯については検挙件数が僅少であること、刑法犯認知件数が全体として減少していること等の状況に鑑みると、取組に一定の効果が認められる。</p> <p>業績指標②については、犯罪インフラ事犯のうち、地下銀行及び偽装結婚等の検挙件数及び検挙人員が過去5年間の平均値を下回ったものの、その他の指標については過去5年間の平均値を上回っていることから、目標はおおむね達成したと認められる。</p> <p>業績指標③については、国外逃亡被疑者等の総数が減少傾向にある中で、その検挙人員が過去5年間の平均値を大幅に上回ったことから、目標はおおむね達成したと認められる。</p> <p>したがって、一部の業績指標で目標は達成されなかったものの、総じて現行の取組には効果があると認められることから、業績目標については「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、知能犯の検挙件数が目標値を49.1%上回ったほか、過去5年間減少傾向にあった窃盗犯の検挙件数が増加に転じ、4年ぶりに3,000件を上回るなど、講じた施策には一定の効果があったものと認められる。</p> <p>業績指標②については、実態解明等に関する検討会を開催したこと等により、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員は目標を達成したが、偽装結婚等の検挙件数及び検挙人員は近年の減少傾向に歯止めがかかっておらず、情報収集・分析、内偵捜査等が十分でなかったと考えられる。</p> <p>業績指標③については、迅速かつ的確な手配を講じたこと等により、国外逃亡被疑者等の検挙人員が目標を大幅に上回ったと考えられる。</p>
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標】</p> <p>治安上の重要な課題である、組織的に敢行される来日外国人犯罪に適切に対処するため、引き続き「国際組織犯罪対策の強化」を30年度の業績目標として設定する。</p> <p>【業績指標及び達成目標】</p> <p>業績指標①について、国際組織犯罪の多くは、不正な資金獲得活動を目的としており、評価対象とすべき包括罪種は強盗を含む凶悪犯、財産犯である窃盗犯及び知能犯、賭博を含む風俗犯であるが、風俗犯については、賭博が占める割合は僅少であり、評価対象とすることは適当でない。したがって、今後は、凶悪犯、窃盗犯及び知能犯の検挙件数を業績指標とする。また、刑法犯認知件数が減少傾向にあること及び来日外国人犯罪の検挙件数が横ばい状態にあることに鑑み、今後は、それぞれの検挙件数について過去5年間の平均並みの水準を維持することを達成目標とする。また、業績指標①において検挙件数のみを指標としていることから、参考指標①及び②の検挙人員については削除する。</p> <p>業績指標②について、近年、情報通信技術の進展等により新たな資金移転の形態が浸透していることを背景に、犯罪インフラとしての地下銀行の必要性・重要性の低下がうかがわれることに鑑み、今後は、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員を業績指標とする。また、達成目標については、業績指標①と同様に変更する。</p> <p>業績指標③について、国外逃亡被疑者等の処罰人数は毎年僅少であり、その毎年の増減は必ずしも業績目標の指標とすることは適当ではないことから、今後は国外逃亡被疑者等の検挙人員のみを業績指標とする。</p>	
目標の見直しの方向性	<p>【業績目標】</p> <p>治安上の重要な課題である、組織的に敢行される来日外国人犯罪に適切に対処するため、引き続き「国際組織犯罪対策の強化」を30年度の業績目標として設定する。</p>	
評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】</p> <p>国際組織犯罪情勢については、国際犯罪組織の日本への浸透が懸念されるほか、犯罪インフラ事犯の新たな手口も見られるところであり、今後、来日外国人の一層の増加が見込まれる中で、これらが治安の悪化につながることはないよう、引き続き国際組織犯罪対策に取り組む必要がある。そのため、国際犯罪組織の実態解明、国際組織犯罪の取締り、犯罪インフラ対策の実施等を引き続き推進する。</p>	

学識経験を有する者の 知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	<p>○ 「平成29年における組織犯罪の情勢」(30年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課)</p> <p>○ 犯罪統計</p>
-------------------------------	--

政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施時期	30年8月
-------	---------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標4 業績目標1

(警察庁29-①)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保					
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は依然として約2割を占めていること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>	141,970,995 <119,706,518>	138,863,063 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	48,657 <18,872,041>	0 <40,403,411>	/
		繰越し等(c)	39,919 <10,583,225>	116,000 <8,080,084>	/	/
		合計(a+b+c)	152,865,475 <137,152,606>	146,511,075 <152,048,563>	/	/
執行額(千円)	140,586,598 <120,909,112>	133,168,697 <124,164,629>	/	/		
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節Ⅰ</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(2) 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>(3) 生活道路における安全確保</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(8) 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) 交通の指導取締りの強化等</p> <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進</p> <p>ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進</p> <p>ケ 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究</p>					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
			24年	25年	26年	27年 (注3)	28年		24~28年 (平均)
業績指標	歩行者・自転車乗 用中の交通事故死 者数及び歩行者・ 自転車の交通事 故件数	歩行者中交通事故死者数(人)	1,642	1,592	1,498	1,534	1,361	1,525	1,347
		歩行者中の高齢者(注1)の交通事故死者数(人)	1,114	1,121	1,063	1,070	1,003	1,074	972
		自転車乗用中交通事故死者数(人)	567	601	540	572	509	558	480
		自転車関連事故件数(件)(注2)	132,051	121,040	109,269	98,700	90,836	110,379	90,407
		歩行者と自転車との交通事故件数(件)	2,625	2,605	2,551	2,506	2,281	2,514	2,550
(30年3月交通企画課作成)									
注1 65歳以上の者を指す。 注2 自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数であり、自転車相互事故は1件として計上している。 注3 第10次交通安全基本計画(28年度～32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。									
達成状況:○	達成目標	歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車利用者の交通事故件数を次のとおりとする。 i 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数について、27年を下回る。 ii 歩行者中の高齢者の交通事故死者数について、27年を下回る。 iii 自転車関連事故件数について、27年を下回る。 iv 歩行者と自転車との交通事故件数について、27年を下回る。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
	交通事故死者数	交通事故死者数 (人)	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	4,192	3,694
		(30年3月交通企画課作成)							
	参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
	交通事故負傷者数	交通事故負傷者数 (人)	825,392	781,492	711,374	666,023	618,853	720,627	580,850
		(30年3月交通企画課作成)							
	参考指標③	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
	人口(注4)10万人 当たりの歩行中交 通事故死者数	人口10万人当 たりの歩行中交 通事故死者数 (人)	1.28	1.25	1.18	1.21	1.07	1.20	1.06
		(30年3月交通企画課作成)							
	参考指標④	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
高齢者人口(注4) 10万人当たりの歩 行中交通事 故死者数	高齢者人口10万 人当たりの歩行 中交通事 故死者数(人)	3.74	3.64	3.33	3.24	3.00	3.39	2.81	
	(30年3月交通企画課作成)								
参考指標⑤	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年	
人口(注4)10万人 当たりの自転車乗 用中交通事 故死者数	人口10万人当 たりの自転車乗 用中交通事 故死者数(人)	0.44	0.47	0.42	0.45	0.40	0.44	0.38	
	(30年3月交通企画課作成)								
注4 人口は、各前年の総務省統計資料「人口推計」(各年10月1日現在の補間補正前人口)又は「国勢調査」による。									

業績目標達成のために 行った施策	○ 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:36 広報啓発等】 地方公共団体、学校、自転車関係事業者等と連携し、全ての年齢層の自転車利用者に対して、自転車の通行ルール等の周知を図るとともに、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど交通安全教育を推進した。また、自転車運転者講習制度を適切に運用した。
	○ 自転車利用者のヘルメット着用促進【行政事業レビュー対象事業:36 広報啓発等】 自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時におけるヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、ヘルメットの被害軽減効果について知識の普及を図り、ヘルメットの着用の促進を図った。
	○ 高齢者に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:36 広報啓発等】 高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、運転シミュレーター等の各種教育用機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。
	○ 反射材用品等の普及促進【行政事業レビュー対象事業:36 広報啓発等】 反射材用品・LEDライト等の視認効果について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全教室を開催したほか、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を実施するなど、反射材用品等の着用に関する広報啓発活動を推進した。
	○ 幼児・児童に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:36 広報啓発等】 幼稚園・小学校の関係者、保護者等と連携して、幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等日常生活における道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるための交通安全教育を推進したほか、児童に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を推進した。
	○ 自転車利用者に対する指導取締りの推進 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を推進するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を講じるなど厳正に対処した。
	○ 生活道路対策及び幹線道路対策の推進【行政事業レビュー対象事業:38 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。

	○ 歩行空間のバリアフリー化【行政事業レビュー対象事業:38 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。
	○ 自転車の走行空間の確保【行政事業レビュー対象事業:38 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の整備を推進した。
	○ 速度違反自動取締装置の整備【行政事業レビュー対象事業:37 速度違反自動取締装置】 取締りスペースの確保が困難な生活道路等において速度取締りが行える新たな速度違反取締装置の整備を推進したほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、歩行者・自転車に関する重大交通事故等の抑止を図った。
	○ 自動運転の段階的実現に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:39 技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた調査研究】 有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減及び渋滞の緩和等に寄与すると考えられる自動運転の段階的実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行った。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断根拠	29年中の歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数、歩行中の高齢者の交通事故死者数及び自転車関連事故件数はいずれも27年を下回ったが、29年中の歩行者と自転車との交通事故件数は27年を上回ったことから、業績指標①はおおむね達成したといえる。第10次交通安全基本計画において掲げた、32年までに「24時間死者数を2,500人以下」及び「死傷者数を50万人以下」とするという目標の達成には、歩行中の高齢者の交通事故死者数を更に減らすなど、引き続き交通事故死者数を減少させることが必要である。したがって、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	交通事故の詳細な分析を踏まえ、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」に基づく交通安全教育、交通指導取締り、自転車通行環境の整備等の対策とともに、高齢者に対する交通安全教育、生活道路対策を推進したことが、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、自転車利用者に対するルールの周知、高齢者に対する交通安全教育の充実、自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等を推進する。	

学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「平成29年における交通死亡事故の特徴等について(30年2月警察庁交通局)」 ○ 「平成29年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況について」(30年2月警察庁交通局) ○ 「平成29年における交通事故の発生状況」(30年2月警察庁交通局)
---------------------------	--

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	政策評価実施時期	30年8月
-------	-------------------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標4 業績目標2

(警察庁29-⑫)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	運転者対策の推進					
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>	141,970,995 <119,706,518>	138,863,063 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	48,657 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	39,919 <10,583,225>	116,000 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	152,865,475 <137,152,606>	146,511,075 <152,048,563>		
	執行額(千円)	140,586,598 <120,909,112>	133,168,697 <124,164,629>			
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節Ⅰ</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(1) 高齢者及び子供の安全確保</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ</p> <p>3 安全運転の確保</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進</p> <p>ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進</p> <p>(ケ) 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究</p>					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数		24年	25年	26年	27年(注1)	28年	24~28年(平均)	29年
		飲酒運転(件)	258	238	227	201	213	227	204
		無免許運転(件)	64	61	59	53	65	60	47
		最高速度違反(件)	213	216	212	221	199	212	162
		信号無視(件)	145	129	127	149	119	134	126
		歩行者妨害等(件)	296	248	253	265	252	263	238
		指定場所一時不停止(件)	126	92	122	121	101	112	107
	(30年3月交通指導課作成)								
	達成状況: ○		達成目標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数について、27年を下回る。					
業績指標②	項目	基準					実績		
70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数		24年	25年	26年	27年(注2)	28年	24~28年(平均)	29年	
	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	661	709	687	686	667	682	629	
	70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数(件)	8.0	8.0	7.4	7.2	6.8	7.5	6.0	
(30年3月運転免許課作成)									
達成状況: ◎		達成目標	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数について、27年を下回る。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
	70歳以上の運転免許保有者数	70歳以上の運転免許保有者数(人)	8,233,850	8,823,682	9,320,223	9,491,098	9,771,844	9,128,139	10,516,986
		(30年3月運転免許課作成)							
	参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
交通事故死者数	交通事故死者数(人)	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	4,192	3,694	
	(30年3月交通企画課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進【行政事業レビュー対象事業:36 広報啓発等】 飲酒運転の危険性、交通事故の実態、飲酒運転につながるアルコール依存症に関する正しい知識等について積極的に広報するとともに、一般財団法人全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けたほか、関係機関・団体等と連携して飲酒運転根絶に向けた「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の確立を図った。</p>
	<p>○ 交通事故抑止に資する指導取締りの推進 地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、その結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭活動を強化するとともに、無免許・飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び国民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進した。</p>
	<p>○ 使用者の背後責任の追及等 過積載や過労運転等の違反について、運転者の取締りとどまらず、自動車の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くした。</p>
	<p>○ 総合的な暴走族対策の推進 あらゆる法令を適用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進した。</p>
	<p>○ 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 適正かつ緻密な捜査を推進するため、危険運転致死傷罪等の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底、交通事故事件等に係る捜査力の強化及び科学的捜査を推進した。</p>
	<p>○ 悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施 悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、通達を発出し、迅速な行政処分の実施及び点数制度による処分に至らない場合の危険性帯有による行政処分の実施を推進した。</p>
	<p>○ 飲酒運転者に対する取消処分者講習の適正な実施 飲酒行動の改善等のためのカリキュラムを盛り込んだ飲酒取消講習の適正な実施を図るとともに、同講習において治療機関や自助グループのリストを提供するなど、取消処分者講習の効果的な運用を図った。</p>
	<p>○ 取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施 取消処分者講習については、適性検査や運転適性に関する調査を実施することにより個別的・具体的な指導を図った。また、停止処分者講習については、運転者に対し個別的・重点的な教育を行うため、飲酒や速度、二輪等に区分した特別学級の編成を推進し、講習効果の向上を図った。その他の講習についても、学級編成を細分化するなど、講習効果の向上を図った。</p>
	<p>○ 高齢運転者標識の普及促進【行政事業レビュー対象事業:36 広報啓発等】 更新時講習等において高齢運転者標識の使用を呼び掛けたほか、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高める広報啓発活動を実施した。</p>
	<p>○ 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等【行政事業レビュー対象事業:38 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにするため、信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進した。</p>
<p>○ 認知機能検査の適正な実施 高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、認知機能検査の適正な実施を図るとともに、認知機能検査の結果、第1分類と判定された者に対しては、自主返納制度や各種支援施策の紹介、運転適性相談窓口の積極的な利用を促すなど、認知機能検査結果の活用も図った。</p>	
<p>○ 認知機能検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施 高齢者講習において、ドライブレコーダー等を用いた実車指導の記録映像等を活用した個人指導の実施や、認知機能検査の結果に基づく講習を実施するなど、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行った。</p>	
<p>○ 臨時適性検査の的確な実施 医師会等関係団体との情報交換や質問・要望への対応に努めるなどすることで、一定の病気等に該当する疑いがある者の主治医からの届出が行いやすい環境づくり及び臨時適性検査の的確な実施のための緊密な連携体制の強化を図った。</p>	

	<p>○ 高齢運転者等への支援の実施 ドライブレコーダー等を用いた交通安全教育の実施や高齢者講習等の予約一元化の推進、免許証返納者に対する運転経歴証明書の普及啓発や自治体の各種支援施策の周知など、高齢運転者等に対する支援施策の推進を図った。</p>
	<p>○ 速度違反自動取締装置の整備【行政事業レビュー対象事業:37 速度違反自動取締装置】 取締りスペースの確保が困難な生活道路等において速度取締りが行える新たな速度違反取締装置の整備を推進したほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、重大交通事故等の抑止を図った。</p>
	<p>○ 自動運転の段階的実現に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:39 技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた調査研究】 有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減及び渋滞の緩和等に寄与すると考えられる自動運転の段階的実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行った。</p>
	<p>○ 規制改革実施計画に適切に対応するための免許制度の在り方に関する調査研究【行政事業レビュー対象事業29-2 規制改革実施計画に適切に対応するための免許制度の在り方に関する調査研究】 普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を引き下げることについて、既存の特例制度等を踏まえつつ、必要な試験・教習の在り方について検討を行った。また、乗車定員が11人以上であるワゴン車を準中型免許で運転することについて、運転希望者の負担や道路交通の安全の観点等を踏まえつつ検討を行った。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断根拠	<p>業績指標①については、29年中の飲酒運転に起因する交通死亡事故件数は27年を上回ったものの、他の違反に起因する交通死亡事故件数はいずれも下回っており、目標をおおむね達成した。 業績指標②については、70歳以上の運転免許保有者数が増加を続ける中、29年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び29年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は共に27年を下回り、目標を達成した。 第10次交通安全基本計画において掲げた「32年までに24時間死者数を2,500人以下」とするという目標の達成には、引き続き悪質・危険運転者及び高齢運転者について対策が必要なことから、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を推進したこと等が、目標をおおむね達成したことと寄与したと考えられる。 業績指標②については、効果的な高齢者講習の実施等、高齢運転者の交通安全に資する各種施策が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数等を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の業績目標等として設定する。</p>	<p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>【引き続き推進】 引き続き、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を推進するとともに、他の年齢層と比べて免許人口当たりの死亡事故件数が多い高齢の運転免許保有者が増加していることを踏まえ、27年改正道路交通法の円滑な施行を含め、高齢運転者対策を推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成29年における交通死亡事故の特徴等について(30年2月警察庁交通局) ○ 「平成29年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況について」(30年2月警察庁交通局) ○ 「運転免許統計(平成29年版)」(30年3月警察庁交通局運転免許課)
---------------------------	--

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課	政策評価実施時期	30年8月
-------	-------------------------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標4 業績目標3

(警察庁29-⑬)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	道路交通環境の整備					
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(27年9月18日閣議決定:計画期間27年度～32年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>	141,970,995 <119,706,518>	138,863,063 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	48,657 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	39,919 <10,583,225>	116,000 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	152,865,475 <137,152,606>	146,511,075 <152,048,563>		
	執行額(千円)	140,586,598 <120,909,112>	133,168,697 <124,164,629>			
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「社会資本整備重点計画」(27年9月閣議決定) 交通安全施設等整備事業					
	○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節Ⅱ 1 道路交通環境の整備					

業績指標	業績指標①	項目	基準		実績	
	交通安全施設等の 整備により抑止さ れる死傷事故		27年度	28年度	29年度 29年度 目標値 (注4)	
		信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件/年)(注1)	5,115	9,843	13,500	13,866
		事故危険箇所対策(注2)実施箇所における対策により抑止された死傷事故件数の割合(%) (注3)	40	44		効果測定中
	達成状況:◎	達成目標(注5)	交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。 i 信号機の改良等により、死傷事故を32年度末までに約2万7千件/年抑止する。 ii 事故危険箇所対策により、32年における対策実施箇所の死傷事故を、26年比(28年度までは23年度比)で約3割抑止する。			
注5 達成目標の指標はいずれも第4次社会資本整備重点計画を踏まえたものであり、iについては32年度、iiについては32年における目標値						
業績指標②	項目	基準		実績		
	信号制御の改良等により実現される円滑な交通	27年度	28年度	29年度 29年度 目標値 (注7)		
		信号制御の改良により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人時間/年)(注6)	4,281	9,992	25,000	14,356
信号制御の改良により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量(t-CO2/年)(注7)	8,585	17,573	50,001	24,379		

		重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合(%)	98.9	99.5	99.0	99.1	
			(30年5月交通規制課作成)				
			注6 各種事業ごとの内訳等については別添「信号機の改良による各種効果」参照 注7 6年間(第4次社会資本整備重点計画の計画期間である27年度～32年度)で達成目標(通過時間約5千万人時間/年及び二酸化炭素の排出量約10万t-CO2/年)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の29年度の値				
	達成状況:○	達成目標(注8)	信号制御の改良等により、円滑な交通を次のとおり実現する。 i 信号制御の改良により、対策実施箇所において通過時間を32年度までに約5千万人時間/年短縮する。 ii 信号制御の改良により、二酸化炭素の排出量を32年度までに約10万t-CO2/年抑止する。 iii 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。				
			注8 達成目標の指標はいずれも第4次社会資本整備重点計画の最終年度である32年度における目標値				
	業績指標③		基準		実績		
		項目	27年度	28年度	29年度		
	老朽化した信号機数(注9)	老朽化した信号機数(基)	43,115	44,383	45,773		
			(30年6月交通規制課作成)				
			注9 製造後19年(更新基準年数)以上経過した信号機数				
達成状況:◎	達成目標	対策がとられなかった場合、32年度には老朽化した信号機が10万基を超えることになるところ、同年度までに約4万3,000基(注10)を更新し、これを約6万基以下に抑える。					
		注10 達成目標の指標は第4次社会資本整備重点計画の最終年度である32年度における目標値					
業績指標④		基準		実績			
	項目	27年度	28年度	29年度 目標値 (注11)	29年度		
信号機電源付加装置の整備台数	整備台数(台)	204	444	1,000	701		
		(30年4月交通規制課作成)					
		注11 6年間(第4次社会資本整備重点計画の計画年度である27年度～32年度)で達成目標(約2,000台)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の29年度の値					
達成状況:○	達成目標(注12)	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数を32年度までに約2,000台整備する。					
		注12 達成目標の指標は第4次社会資本整備重点計画の最終年度である32年度における目標値					
参考指標・参考事例	参考指標①		基準		実績		
		項目	27年度	28年度	29年度		
	老朽化した信号機の更新数	老朽化した信号機の更新数(基)	6,219	6,982	7,192		
		累計数(基)	6,219	13,201	20,393		
		(30年4月交通規制課作成)					
	○ 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理【行政事業レビュー対象事業:41 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理】 広域交通管制システムは12年度に整備を行ったが、経年により劣化したため、24年7月に更新を実施し、新システムで運用を開始している。その際、これまで毎年契約していた維持管理業務については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施して33年までの一括契約としている。						
	○ 交通安全施設等整備事業効果測定【行政事業レビュー対象事業:42 交通安全施設等整備事業効果測定】 新たに設置した交通安全施設等の事業項目ごとのデータを収集した上、設置効果の測定・分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証した。						
	○ 特定交通安全施設等整備事業(主な事業内容は以下のとおり)【行政事業レビュー対象事業:38 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)、43 都道府県警察施設整備費補助金(災害に備えた道路交通環境の整備)】						

業績目標達成のために
行った施策

<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより多面的に制御する。 ・ プログラム多段系統化 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 ・ 右折感応化 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 ・ 多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 ・ 半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 ・ 信号灯器のLED化 高輝度で逆光でも見やすく擬似点灯を防止できるLED式信号灯器を整備する。 ・ 対向車接近表示システム 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 ・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える。 ・ 速度感応化 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 ・ 歩車分離化 車両用現示と歩行者用現示を分離することによって歩車の物理的な交錯を排除する。 ・ 歩行者感応化 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青信号を延長し、感知しない場合は短縮する。 ・ 視覚障害者用付加装置 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。 ・ 高齢者等感応化 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 ・ 音響式歩行者誘導付加装置 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。 ・ 全感応 交差点の各流入部に車両感知器を設置し、車両感知器から得られた情報により青時間を伸縮させる。 ・ プログラム多段化 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 ・ 押ボタン 主道路側を青としておき、歩行者の押ボタン操作があった時のみ信号表示を変える。
<p>○ 広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備【行政事業レビュー対象事業：44 広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備】 大規模災害発生時にいち早く通行可能な道路を把握して、人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施できるようにするため、警察が収集する交通情報と、民間事業者のプロープ情報を融合するシステムの効果的な運用を推進した。</p>
<p>○ 交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化 警察庁が保有する交通情報の一層の活用を図るため、公益財団法人日本道路交通情報センターのホームページを通じて断面交通量情報及び交通規制情報を提供している。</p>
<p>○ 時代に即した交通管制システムのデータ管理の在り方に関する調査研究【行政事業レビュー対象事業：29-3 時代に即した交通管制システムのデータ管理の在り方に関する調査研究】 交通管制センターにおいて適切な交通管理を行うため、信号機等の時刻補正の正確性の検証並びに交通管制センターとの接続の有無にかかわらず交通管制センターにおいて信号機のデータや動作状況について一元的に管理を行う方法及び交通管制システムを構築する各種機器が保有するデータ管理の在り方に関する調査研究を実施した。</p>

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標①については、信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数の29年度実績値が29年度目標値を上回り、目標を達成した。 業績指標②については、信号制御の改良等により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間及び信号制御の改良等により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量の29年度実績値が29年度目標値を下回ったが、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合の実績値は29年度目標値を上回ったことから、目標をおおむね達成したといえる。 業績指標③については、老朽化した信号機の更新(参考指標①)等により29年の老朽化した信号機数は45,773基であったことから、目標を達成したといえる。 業績指標④については、信号機電源付加装置の整備台数の29年度実績値が29年度目標値を下回ったが、目標値の半分を超えたことから、目標をおおむね達成したといえる。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	第4次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を達成すべく、特定交通安全施設等整備事業等を計画的に推進したことが、目標を達成又はおおむね達成したことに寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も安全かつ快適な交通を確保するため、交通安全施設等の整備による死傷事故の抑止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 第4次社会資本整備重点計画に基づき、同計画に定められた成果目標を確実に達成し、安全かつ快適な交通を確保するため、引き続き、特定交通安全施設等整備事業等を推進する。	
学識経験を有する者の知見の活用	○ 30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。 ○ 信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者から成る「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「交通安全施設の効果測定報告書」(30年3月警察庁委託)		
政策所管課	交通規制課	政策評価実施時期	30年8月

信号機の改良等による各種効果(29年度末現在)

別添

○ 交通事故抑止効果

◇ 信号機の改良等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	286	80	107	35	48	58	450	351	30	12
平成28年度	182	51	94	30	49	59	398	310	63	26
平成29年度	155	43	176	56	51	61	342	267	33	14
小計	623	174	377	121	148	178	1,190	928	126	52

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示装置		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	3,028	3,543	0	0	14	7	28	12	1	1
平成28年度	3,048	3,566	0	0	7	3	38	15	1	1
平成29年度	2,747	3,214	0	0	5	3	23	9	3	3
小計	8,823	10,323	0	0	26	13	89	36	5	5

事業 年度	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	95	67	4	5	258	263	36	16	53	27
平成28年度	64	45	18	24	298	304	30	13	36	19
平成29年度	129	92	13	17	213	217	36	16	26	13
小計	288	204	35	46	769	784	102	45	115	59

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段化		押ボタン		一灯点滅	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成27年度	0	0	32	16	164	297	84	71	0	0
平成28年度	2	1	20	9	109	197	66	55	0	0
平成29年度	0	0	20	9	107	194	58	49	0	0
小計	2	1	72	34	380	688	208	175	0	0

事業 年度	計 抑止件数
平成27年度	4,861
平成28年度	4,728
平成29年度	4,277
小計	13,866

・「抑止件数」とは、信号機の改良等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

また、各年度における抑止件数は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良等された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数としている。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

信号機の改良による各種効果

○ 交通円滑化効果

◇ 信号制御の改良

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
平成27年度	286	4,605	107	721	48	107	450	475	30	47	5,955
平成28年度	182	2,931	94	634	49	109	398	419	63	100	4,193
平成29年度	155	2,496	176	1,186	51	114	342	360	33	52	4,208
小計	623	10,032	377	2,541	148	330	1,190	1,254	126	199	14,356

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

また、各年度における短縮効果は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数としている。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

○ 二酸化炭素排出量抑止効果

◇ 信号制御の改良

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
平成27年度	286	7,693	107	1,205	48	150	450	792	30	195	10,035
平成28年度	182	4,896	94	1,058	49	153	398	700	63	410	7,217
平成29年度	155	4,170	176	1,982	51	159	342	602	33	214	7,127
小計	623	16,759	377	4,245	148	462	1,190	2,094	126	819	24,379

・「抑止効果」とは、信号制御の改良により抑止されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO₂/年)であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素抑止効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止効果を累計することにより算出している。

また、各年度における抑止効果は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数としている。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

平成29年度実績評価書

基本目標5 業績目標1

(警察庁29-14)

基本目標	国の公安の維持					
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処					
業績目標の説明	<p>的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。)</p> <p>注1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等</p> <p>注2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪</p>					
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>	13,046,088 <119,706,518>	13,955,620 <112,965,414>
		補正予算(b)	143,642 <9,773,369>	259,443 <18,872,041>	69,835 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	0 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	13,061,122 <137,338,366>	13,270,478 <152,048,563>		
執行額(千円)		12,862,578 <121,094,872>	12,888,935 <124,164,629>			
※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関係する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定)					
	Ⅲ 戦略の内容					
	2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等					
	○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)					
Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化						
2 水際対策の強化						
3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化						
4 官民一体となったテロ対策の推進						
○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)						
1 情報収集・集約・分析等の強化						
7 テロ対策のための国際協力の推進						
○ 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(29年1月)						
4 安全・安心の国創り						
業績指標	業績指標①	実績				
	治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	【事例1】	29年度は、国賓としてスペイン国王王妃両陛下(4月)、ルクセンブルク大公殿下(11月)、公賓として英国首相(8月)、公式実務訪問賓客としてアルゼンチン大統領夫妻(5月)、ベトナム首相夫妻(6月)、米国大統領夫妻(11月)、マダガスカル大統領夫妻(12月)等の来日に伴う警護警備を実施したほか、安倍首相のG7タオルミーナ・サミット出席等に伴うイタリア、マルタ歴訪(5月)、G20ハンブルク・サミット出席等に伴うドイツ、欧州歴訪(7月)、APEC首脳会議及びASEAN関連首脳会議出席等に伴うベトナム、フィリピン歴訪(11月)、平昌2018冬季オリンピック開会式出席等に伴う韓国訪問(2月)等の警護警備に際し、関係国の警察当局と緊密に連携し、首相の身辺の安全を確保した。			
		【事例2】	29年度中、天皇后両陛下は、第68回全国植樹祭御臨場(5月、富山県)、第72回国民体育大会御臨場(9月～10月、愛媛県)、平成29年7月九州北部豪雨被災地御見舞・第37回全国豊かな海づくり大会御臨席(10月、福岡県・大分県)等のため行幸啓になった。 警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。			
			上記事例のほか、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。29年度中も、発生する事象及び国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。			
達成状況:◎	達成目標	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。				

業績指標②	基準							実績
	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
主要警備対象勢力 (注3)に係る犯罪 の検挙件数及び検 挙人員	オウム真理教に係る 事件検挙件数(件・上 段)・検挙人員(人・下 段)(注4)	10	1	0	1	1	3	1
		7	2	0	1	2	2	5
	極左暴力集団に係る 事件検挙件数(件・上 段)・検挙人員(人・下 段)	30	26	14	22	25	23	32
		31	36	15	28	35	29	30
	右翼関係事件検挙件 数(件・上段)・検挙人 員(人・下段)	1,733	1,583	1,588	1,485	1,499	1,578	1,342
	1,824	1,643	1,654	1,527	1,537	1,637	1,389	
注3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象 (30年3月公安課作成)								
注4 24年のオウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員のうち、信者勧誘に伴う詐欺事件(1件3人)については無罪が確定した。								
【事例1】 29年1月、公安調査庁の立入検査に際し、団体の活動状況を明らかにするために必要 な検査対象物件の確認を受けず、携行品を教団施設外に持ち出し、検査を困難な 状況にしたとして、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律違反(検査 忌避)でオウム真理教出家信者5人を逮捕した(愛知)。								
【事例2】 29年5月、広島県広島市内に所在の中核派非公然アジトを摘発するとともに、在所し ていた同派非公然活動家2人を有印私文書偽造・同行使罪等で逮捕した(大阪)。この うち1人を警察庁指定重要指名手配(昭和46年11月発生の警察官殺害事件)被疑者と 特定し、同年6月、指名手配を行っていた警視庁が殺人罪等で逮捕した。								
【事例3】 29年6月、労働組合の全国集会開催等に対する抗議を目的として、街頭宣伝車による 集団示威行動を行うに当たり、新潟県公安委員会から、後続車両の通行の妨げとな るような交通秩序を乱す行為はしないことなどの許可条件が付されていたにもかかわらず、 交差点内において街頭宣伝車5台を約7分間停滞させ、同許可条件に違反した 右翼団体代表ら11人を行列行進、集団示威運動に関する条例違反で逮捕した(新 潟)。								
達成状況:○	達成目標	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。						

参考指標①	基準							実績
	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度 (平均)	29年度
重大テロ事案等の 対処に係る各種訓 練の実施件数	国民保護共同 訓練(回)	11	12	13	15	22	15	29
	自衛隊との共 同訓練(回)	31	39	37	38	42	37	39
	海上保安庁と の共同訓練 (回)	12	27	24	33	36	26	29
(30年4月警備企画課・警備課作成)								
参考指標②	実績							
重大テロ事案等の 発生件数	各種訓練の実施、関係機関との連携の強化、治安警備及び警衛・警護の実施等、重 大テロ事案等の予防・鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、国内における重大テロ 事案等の発生はなかった。							
参考指標③	基準							実績
参考指標・参考事例	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
	治安警備実施 件数(件)	10,128	11,095	12,071	12,874	11,163	11,466	10,373
	警衛実施件数 (件)	4,955	4,134	4,252	4,099	4,117	4,311	4,102
	警護実施件数 (件)	20,111	20,856	17,717	18,956	19,776	19,483	19,168
(30年4月警備課作成)								

参考指標④	基準							実績
	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	
不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	入管法違反送致件数(件・上段)・送致人員(人・下段)(注6)	2,786	3,773	4,531	3,491	3,713	3,659	4,411
		2,579	3,430	4,126	2,824	2,979	3,188	3,512
	入管法第65条の適用人員(人)(注7)	593	653	509	569	738	612	642
	不法残留者数(人)(注8)	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	61,833	66,498
(30年3月外事課作成)								
注6 「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。								
注7 刑事訴訟法の特例で、検察官に送致せず、入国警備官に直接引き渡した被疑者数。								
注8 法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。								

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 重要施設等の警戒警備【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、48 千葉県警察成田国際空港警備隊費、49 情報収集・分析機能の強化等、50 皇宮警察本部】 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を適切に実施した。</p>
	<p>○ 重大テロ事案等対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、各種訓練を実施した。</p>
	<p>○ 大規模警衛・警護警備【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等、50 皇宮警察本部】 その時々々の警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛・警護警備を実施した。</p>
	<p>○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:46 衛星回線契約役務、47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。</p>
	<p>○ 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等、51 インターネット・オシントセンターの設置】 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを推進した。</p>
	<p>○ 不法滞在者等の取締り等【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等】 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>業績指標①については、29年度中、各警衛・警護警備において警備対象の安全が確保されたことから、目標を達成したといえる。 業績指標②については、29年度中、オウム真理教と極左暴力集団に係る事件の検挙件数・検挙人員は、過去5年間の平均値と比較すると、オウム真理教に係る事件の検挙件数が下回ったものの、その他は全て上回っており、右翼関係事件の検挙件数・検挙人員は、過去5年間の平均値を下回ったものの、目標をおおむね達成したといえる。 したがって、目標の達成状況については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情勢に応じた的確な警戒警備、警衛・警護を実施したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。 業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、主要警備対象勢力の違法事案に対する取締り等を実施したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性 【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、重大テロ事案等の未然防止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の目標等として設定する。</p> <p>評価結果の政策への反映の方向性 【引き続き推進】 引き続き、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 また、引き続き、これらの警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、対処能力の更なる向上に努める。</p>

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報</p>	<p>「治安の回顧と展望(平成29年版)」(30年3月警察庁警備局)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>警備企画課、公安課、警備課、外事課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>30年8月</p>

平成29年度実績評価書

基本目標5 業績目標2

(警察庁29-15)

基本目標	国の公安の維持								
業績目標	災害への的確な対処								
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。								
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度				
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>	13,046,088 <119,706,518>	13,955,620 <112,965,414>			
		補正予算(b)	143,642 <9,773,369>	259,443 <18,872,041>	69,835 <40,403,411>				
		繰越し等(c)	0 <10,583,225>	0 <8,080,084>					
		合計(a+b+c)	13,061,122 <137,338,366>	13,270,478 <152,048,563>					
	執行額(千円)	12,862,578 <121,094,872>	12,888,935 <124,164,629>						
※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。									
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(29年1月) 4 安全・安心の国創り								
	○ 「防災基本計画」(29年4月中央防災会議決定) 我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。								
業績指標	業績指標①	基準					実績		
		項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度 (平均)	29年度
	災害への対処に係る関係機関との合同訓練の実施状況(各種訓練の実施件数及び事例)	管区広域緊急援助隊(注1)合同警備訓練等での自衛隊等関係機関との合同訓練の回数(回)	8	7(注2)	8	8	9	8	9
		注1 大規模災害発生時等に全国警察から直ちに被災地へ派遣する部隊。(30年4月警備課作成)							
		注2 大雨対応により中部管区警察局での訓練が中止となった。							
【事例1】 30年2月、九州管区広域緊急援助隊は、熊本県熊本市西区等において、大規模災害の発生を想定した被災者の救出救助、緊急交通路確保、遺体取扱訓練等の各種訓練を実施した。本訓練については、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等における反省・教訓を訓練想定に反映させた上、事前に現場の状況等を一切示さないブラインド方式で行われ、また、消防、自衛隊、DMAT(注3)等の関係機関が参加し、情報共有や救出救助に関する連携強化を図った。 注3 災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)の略称									
【事例2】 29年4月、広域緊急援助隊等の救出救助能力の向上を図るため、近畿管区警察学校内に整備した災害警備訓練施設の運用が開始され、継続的に部隊の救出救助能力のレベルに応じた体系的・段階的な訓練を実施している。									
【事例3】 29年度においては、平成29年7月九州北部豪雨に際し、関係省庁災害対策会議等を通じて、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関と緊密に連携し、情報の共有を図ったほか、政府調査団及び現地対策本部に職員を派遣し、関係機関と協力しながら国と被災県との間で必要な調整を行った。									
達成状況:◎	達成目標	関係機関との合同訓練の実施により、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。							

業績指標②	基準		実績
	【事例1】 平成29年7月九州北部豪雨の発生に際し、福岡県警察及び大分県警察では、3管区局20府県警察から警察災害派遣隊(注4)延べ3,110人の派遣を受け、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、被災状況についての情報収集等の災害警備活動に当たった。 注4 大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間経過後に派遣され、被災地の要望を踏まえた幅広い業務を遂行する一般部隊から構成される派遣部隊。		
	達成状況:◎	達成目標	災害の発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。

参考指標①	参考指標①	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年 (平均)	29年
	災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数	警察官の出動延べ人員(人)(注5)	23,893	28,940	67,819	24,507	40,029	37,038	25,421
		(30年4月警備課作成)							
	主な災害種別ごとの発生件数、人的被害及び被災都道府県警察の警察官出動延べ人員	項目		24年			25年		
				地震	台風	計	地震	台風	計
		件数(件)(注6)		0	2	2	2	1	3
		人的被害	死者(人)	2	3	5	0	47	47
			行方不明者(人)	0	0	0	0	4	4
			負傷者(人)	36	278	314	63	315	378
		出動延べ人員(人)(注7)		369	5,223	5,592	615	16,346	16,961
		項目		26年			27年		
				地震	台風	計	地震	台風	計
		件数(件)(注6)		2	0	2	3	1	4
		人的被害	死者(人)	58	12	70	0	9	9
			行方不明者(人)	5	1	6	0	0	0
負傷者(人)			168	335	503	21	341	362	
出動延べ人員(人)(注7)		6,911	11,555	18,466	98	20,500	20,598		
項目		28年			29年				
		地震	台風	計	地震	台風	計		
件数(件)(注6)		6	2	8	7	4	11		
人的被害	死者(人)	50	28	78	0	15	15		
	行方不明者(人)	0	3	3	0	0	0		
	負傷者(人)	2,837	184	3,021	5	348	353		
出動延べ人員(人)(注7)		25,390	7,974	33,364	354	9,885	10,239		
※ 地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。(30年4月警備課作成)									
注6 件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数									
注7 「災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数」の注釈を参照									
参考指標②	参考指標②	出動事案						出動延べ人員(人)	
	24年度	新潟県魚沼市におけるトンネル内爆発事故(5月)(注8)						9	
		九州北部豪雨(7月)						138	
	25年度	7月26日からの大雨(7月)等						207	
	26年度	広島土砂災害(8月)						7,667	
		御嶽山噴火(9月)						1,128	
		長野北部地震(11月)						226	
	27年度	27年9月関東・東北豪雨(9月)						2,997	
	28年度	平成28年熊本地震(4月)						27,936	
		台風10号(8月、9月)						1,217	
鳥取県中部地方を震源とする地震(10月)						226			
29年度	平成29年7月九州北部豪雨(7月)						3,110		
	平成30年2月4日からの大雪(2月)						40		
(30年3月警備課作成)									
注8 広域緊急援助隊出動延べ人員の数(警察災害派遣隊は24年5月に設置されたものであるため)									

参考指標・参考事例

業績目標達成のために 行った施策	○ 災害警備活動【行政事業レビュー対象事業:46 衛星回線契約役務、47 焦点】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。
	○ 災害対策用資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:47 焦点】 災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、災害対処能力を充実強化した。
	○ 災害への対処に係る関係機関との合同訓練【行政事業レビュー対象事業:47 焦点】 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実践的訓練を実施した。
	○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:47 焦点】 災害発生時の対処等について、内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。

評価の結果	各行政機関 共通区分	◎:目標達成
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標①については、29年度中、広域緊急援助隊合同訓練を実施するとともに、各種実戦的訓練及び関係機関との連携を行った事例もあることから、目標を達成したといえる。 業績指標②については、現在も東日本大震災に伴う災害警備活動を継続しているほか、平成29年7月九州北部豪雨等の発生時には、所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから、目標を達成したといえる。 したがって、目標の達成状況については、「目標達成」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、災害対策用資機材の整備、災害への対処に関する関係機関との合同訓練、関係機関との情報交換等の連携等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。 業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、平素から装備資機材の整備、各種訓練及び関係機関との連携により重大事案への対処能力の強化を図り、災害発生時には所要の体制を確立して的確な災害警備活動を実施したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組の推進等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の目標等として設定する。 【引き続き推進】 東日本大震災を踏まえ、警察では津波災害対策、原子力災害対策等をはじめとした危機管理体制の再構築・強化等を推進するなど、不断の見直しを行っており、引き続き、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、大規模自然災害等の重大事案発生時に必要な装備資機材や体制を強化する。

学識経験を有する者の 知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者から次のような意見があった。 ○ 災害発生時におけるホームページによる情報発信の在り方についても検討されたい。
---------------------	---

政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報	「治安の回顧と展望(平成29年版)」(30年3月警察庁警備局)
-----------------------------------	---------------------------------

政策所管課	警備課	政策評価実施時期	30年8月
-------	-----	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標5 業績目標3

(警察庁29-16)

基本目標	国の公安の維持					
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処					
業績目標の説明	謀報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>	13,046,088 <119,706,518>	13,955,620 <112,965,414>
		補正予算(b)	143,642 <9,773,369>	259,443 <18,872,041>	69,835 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	0 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	13,061,122 <137,338,366>	13,270,478 <152,048,563>		
執行額(千円)	12,862,578 <121,094,872>	12,888,935 <124,164,629>				
※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等					
	○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化 1 情報収集・分析等の強化 6 テロ対策協力のための国際協力の推進					
	○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 1 情報収集・集約・分析等の強化 7 テロ対策のための国際協力の推進					
業績指標	業績指標①	実績				
	国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	<p>G20サミット、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等に関して、外務情報部長及び28年度に新設された外務情報調整室長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、従来以上に外国治安情報機関等との緊密な連携が図られた。</p> <p>また、29年9月にオーストラリアで実施されたPSI(注1)阻止訓練へ参加したほか、29年10月から11月にかけて、独立行政法人国際協力機構(JICA)と「国際テロ対策セミナー」を共催し、世界各国のテロ対策実務担当者に対して国際テロ対策に関するノウハウを提供するなど、国際的な取組に積極的に参加した。</p> <p>さらに、国家公安委員会委員長が29年10月にイタリアで開催されたG7内務大臣会合に出席したほか、29年4月及び10月にイタリアで開催されたG7ローマ/リヨン・グループ会合では、テロ対策実務担当者による情報交換を実施するなど、G7各国等との緊密な連携を図った。</p> <p>加えて、経済産業省との共催による、都道府県警察の捜査員を対象とした研修会の開催等、関係機関との緊密な連携を図った。</p> <p>注1 Proliferation Security Initiative(拡散に対する安全保障構想)の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、105か国(27年7月現在)がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。</p>				
	達成状況:◎	達成目標	国内外の機関との情報交換をはじめとした関係機関との連携を強化する。			

業績指標②	実績	
北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)	北朝鮮による拉致容疑事案等について捜査・調査を推進するとともに、29年度中、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙するなど、対日有害活動に的確に対処した。	
	【事例1】	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向け、外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が都道府県警察に対する巡回指導を実施したほか、都道府県警察及び警察庁のウェブサイトを活用するなどして、広く情報提供を求めた。また、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に備え、家族からのDNA型鑑定資料の採取を実施した。
	【事例2】	29年11月、経済産業大臣の許可を受けずに、大量破壊兵器関連物資等に当たる航空機搭載用赤外線カメラを中国に輸出したとして、中国人留学生を外国為替及び外国貿易法違反(無許可輸出)で検挙した。
達成状況:○	達成目標	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。

参考指標①	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24～28年度(平均)	29年度
参考指標・参考事例	国内における国際テロの発生件数	0	0	0	0	0	0	0
	(30年3月国際テロリズム対策課作成)							
海外における国際テロの発生状況	【事例1】	29年5月、英国・マンチェスターのコンサートホール出口付近で、自爆テロが発生し、22人が死亡、116人が負傷した。						
	【事例2】	29年5月から10月にかけて、フィリピン・南ラナオ州マラウィ市で、マウテ・グループ(MG)が政府軍及び警察による軍事作戦に抵抗してマラウィ市を占拠した。						
	【事例3】	29年8月、スペイン・カタルーニャ州バルセロナにおいて、男が車両で歩行者を轢過し、14人が死亡、100人以上が負傷した。その後バルセロナ郊外で車両が警察官2人をひき逃げし、同車両内から1人の遺体が発見された。 また、カンブリルスで、男5人が車両で歩行者を轢過し、1人が死亡、警察官1人を含む6人が負傷した。						

業績目標達成のために 行った施策	○ 官邸、関係機関等との連携【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等、53ラヂオプレスニュース速報受信】 内閣情報会議(注2)、合同情報会議(注3)等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。
	注2 我が国又は国民の安全に関する国内外の情報のうち、内閣の重要施策に関するものについて、関係行政機関が相互に緊密な連絡を行うことにより総合的な把握をするなどの目的で内閣に設置。内閣官房長官が議長を務め、警察庁、金融庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省の事務次官等が構成員となる。 注3 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るとともに、政府の保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析を行うため、内閣情報会議に設置。内閣官房副長官(事務)が議長を務め、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省の局長等が構成員となる。
	○ 外国治安情報機関等との情報交換【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等、53 ラヂオプレスニュース速報受信】 外事情報部長及び外事情報調整室長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。
○ 情報収集・分析機能の強化【行政事業レビュー対象事業:47 焦点、49 情報収集・分析機能の強化等、51インターネット・オシントセンターの設置、53 ラヂオプレスニュース速報受信、54 国際テロ対策データベースシステム、55 国際テロ捜査情報分析支援装置維持費】 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置等を講じることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析体制の強化を図った。	

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり	
		判断根拠	<p>業績指標①については、29年度中、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されたことから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、29年度中、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を一層強化するとともに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案についての捜査を推進し、外国為替及び外国貿易法違反事件を検挙した。また、PSI阻止訓練等の国際的な取組に積極的に参加したことから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>	
	達成状況の分析	<p>業績指標①及び②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、内閣情報会議、合同情報会議等における情報の提供や、国家公安委員会委員長並びに外事情報部長及び外事情報調整室長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、実務担当者による情報交換等の積極的な実施等、国内関係機関・外国治安情報機関等との情報交換を通じた情報収集・分析機能の強化等を行うとともに、それらを活かして違法行為の取締りを推進したことが、目標を達成又はおおむね達成したことに寄与したと考えられる。</p>		
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、関係機関等との連携の強化等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を30年度の目標等として設定する。	
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、情報収集・分析体制の強化及び国内外の関係機関との情報交換を図る。	
学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「治安の回顧と展望(平成29年版)」(30年3月警察庁警備局)			
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	政策評価実施時期	30年8月	

平成29年度実績評価書

基本目標6 業績目標1

(警察庁29-①)

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実					
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実					
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,439,148 <116,796,012>	1,377,214 <125,096,438>	1,203,457 <119,706,518>	1,291,320 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	0 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	1,439,148 <137,152,606>	1,377,214 <152,048,563>		
執行額(千円)	964,759 <120,909,112>	902,725 <124,164,629>				
※ 上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に係る 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護					
	○ 「第3次犯罪被害者等基本計画」(28年4月1日閣議決定) Ⅴ 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第3 刑事手続への関与拡充への取組 第4 支援等のための体制整備への取組 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組					
	○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(30年6月15日閣議決定) 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 7. 安全で安心な暮らしの実現 (4) 暮らしの安全・安心 ① 治安・司法					

業績指標	業績指標①	基準							実績
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	29年度
犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)	平均裁定期間(月)(注1)	7.3	5.9	6.8	6.9	7.0	6.8	6.7	6.4
	注1 各年度中に裁定がなされた事件の申請から裁定までの期間の平均 (30年4月給与厚生課作成)								
	達成状況:◎	達成目標	平均裁定期間について、第2次犯罪被害者等基本計画期間(23~27年度)中の平均値を下回る。						
犯罪被害者等の利用するカウンセリング等心理療法の費用負担軽減状況(カウンセリング費用の公費負担制度の予算措置を講じた都道府県数)	業績指標②	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	各年度の目標値(県)	各年度の目標値(県)	-	20	27	33	40	47	
		(30年4月給与厚生課作成)							
	達成状況:◎	達成目標	第3次犯罪被害者等基本計画の実施期間(28~32年度)中に全国展開を図る。						

参考指標①	基準							実績	
	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度(平均)	29年度	
犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額)	申請	被害者(人)	619	558	531	452	460	524	390
		申請件数(件)	729	645	623	552	536	617	454
	裁定	支給被害者(人)	517	516	503	422	390	470	353
		裁定件数(件)	621	597	591	523	470	560	414
		不支給被害者(人)	56	55	56	33	50	50	44
		裁定件数(件)	69	65	64	36	54	58	47

参考指標・参考事例		合計(人)	573	571	559	455	440	520	397
		裁定件数(件)	690	662	655	559	524	618	461
		裁定金額(百万円)	1,509	1,233	1,243	991	882	1,172	1,001
		(30年4月給与厚生課作成)							
		注2 申請受理から支給までには一定の期間を要するため、各年度における申請件数と裁定件数は必ずしも一致しない。							
		注3 犯罪被害者等給付金のうち、遺族給付金については、支給対象者となる第一順位遺族が、被害者一名につき複数名存在する場合があるため、被害者数と申請又は裁定件数は必ずしも一致しない。							
	参考指標②	基準							実績
	犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24~28年(平均)	29年
		司法解剖後の遺体修復・遺体搬送の件数(件)	8,157	7,798	7,668	6,570	6,378	7,314	6,101
		診断書料、初診料、検案書料の支給件数(性犯罪被害に係るものを除く)(件)	6,535	6,451	6,702	6,192	6,290	6,434	6,095
		緊急避妊費用等(診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用、人工中絶費用)の支給件数(件)	4,522	4,445	4,236	3,718	3,538	4,092	3,474
		(30年4月給与厚生課作成)							
	参考指標③	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度(平均)	29年度
	犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門委員の配置数及びその他の被害相談専門委員の配置数)	警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門委員(人)	92	70	80	82	90	83	85
		その他の被害相談専門委員(人)	91	49	55	52	54	60	50
	(30年4月給与厚生課作成)								
参考指標④	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度(平均)	29年度	
犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	4,576	5,002	4,423	3,901	4,083	4,397	3,878	
	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	593	353	639	406	492	497	535	
	(30年4月給与厚生課作成)								
参考指標⑤	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度(平均)	29年度	
関係機関・団体等との連携状況	民間被害者支援団体における相談受理件数(件)	25,892	24,177	25,445	29,282	29,374	26,834	33,116	
	民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	8,088	8,150	8,546	6,875	7,656	7,863	7,969	
	警察からの情報提供件数(件)	852	899	833	1,084	1,203	974	1,204	
	(30年4月給与厚生課作成)								
参考指標⑥	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度(平均)	29年度	
刑法犯(過失犯(注4)を除く。)による死者及び重傷者(注5)の数	死者(人)	587	521	570	502	471	530	460	
	重傷者(人)	2,759	2,745	2,718	2,521	2,570	2,663	2,387	
	合計(人)	3,346	3,266	3,288	3,023	3,041	3,193	2,847	
	※ 29年度は暫定値 (30年4月捜査支援分析管理官作成)								
	注4 過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。								
	注5 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。								
参考指標⑦	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24~28年度(平均)	29年度	
交通事故による死者及び重傷者(注5)の数	死者(人)	4,465	4,341	4,111	4,077	3,846	4,168	3,666	
	重傷者(人)	45,984	44,280	41,166	38,621	36,904	41,391	34,935	
	※ 29年度の重傷者数は暫定値 (30年4月交通企画課作成)								

業績目標達成のために行った施策	○ 警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進【行政事業レビュー対象事業: 56 犯罪被害者支援経費、58 犯罪被害者給付金】 「警察庁犯罪被害者支援基本計画」に基づき、所要の調査を実施し、その結果を踏まえた犯罪被害者給付制度の改正を行うなどの各種支援施策を推進した。
	○ 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して表彰を実施した。
	○ 研修(被害者支援専科及び被害者カウンセリング技術(上級)専科)の実施 警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術(上級)専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。

	○ 広報の推進【行政事業レビュー対象事業:56 犯罪被害者支援経費】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。
	○ 全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:56 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国犯罪被害者支援フォーラム2017」を共催した。
	○ 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	◎: 目標達成	
		判断根拠	業績指標①については、29年度中の値が、第2次犯罪被害者等基本計画期間(23~27年度)中の平均値を下回ったことから、目標を達成したといえる。 業績指標②については、第3次犯罪被害者等基本計画の実施期間(28~32年度)中にカウンセリング費用の公費負担制度の予算措置について全国展開を図ることを目的としているところ、29年度に公費負担制度を運用している都道府県数が、同年度の目標値を上回ったことから、目標を達成したといえる。 したがって、目標の達成状況については、「目標達成」と認められる。	
	達成状況の分析	業績指標①・②ともに、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進、被害者支援活動等に対する適切な評価の実施等を通じて、適切な犯罪被害給付制度の運用を図るとともに、カウンセリング費用の公費負担制度の予算措置を講じるように都道府県警察に対して適切な指導を行ったことが、目標達成に寄与したと考えられる。		
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪被害者等の支援の充実を目指すため、犯罪被害給付制度の適切な運用等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標、業績指標及び達成目標を30年度の目標等として設定する。	
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図るとともに、特に、犯罪被害給付制度の適切な運用及び犯罪被害者等に対するカウンセリングの更なる充実を図るため、研修の充実、制度の周知等について、都道府県警察に対する必要な指導を行う。	

学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成29年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(30年5月警察庁長官官房給与厚生課) ○ 「交通事故統計年報」(警察庁交通局) ○ 犯罪統計
---------------------------	---

政策所管課	給与厚生課、捜査支援分析管理官、交通企画課	政策評価実施時期	30年8月
-------	-----------------------	----------	-------

平成29年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

(警察庁29-⑱)

基本目標	安心できるIT社会の実現					
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止					
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。					
基本目標に関する 予算額・執行額	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	229,703 <116,796,012>	185,282 <125,096,438>	178,798 <119,706,518>	933,492 <112,965,414>
		補正予算(b)	0 <9,773,369>	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	
		繰越し等(c)	0 <10,583,225>	0 <8,080,084>		
		合計(a+b+c)	229,703 <137,152,606>	185,282 <152,048,563>		
執行額(千円)	206,755 <120,909,112>	168,647 <124,164,629>				
※ 上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針 演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築					
	○ 「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定) 5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 5.3 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障					
	○ 「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定) 第2 具体的施策 Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり [1] データ駆動型社会の共有インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) サイバーセキュリティの確保					

業績指標①	実績	
サイバー犯罪対策 に係る取組状況 (事例)	【事例1】 インターネットバンキングに係る不正送金事犯で利用される不正プログラム「DreamBot」に感染する被害の急増が確認されたことから、29年12月、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)(注1)と連携し、インターネット利用者や金融機関等に対して注意喚起を実施した。 注1 我が国における新たな産学官連携の枠組みとして26年から業務が開始された一般財団法人	
	【事例2】 ドイツ警察が中心となって行われた国際的な取組「オペレーションアバランチ(注2)」に関し、日本国内のインターネットバンキング利用者のID・パスワード等の情報、不正プログラムの感染端末情報等を入手したことから、関係省庁・団体と連携し、インターネットバンキング利用者、感染端末利用者等に対し、被害拡大防止のための注意喚起を実施した。 注2 ドイツ警察が中心となり関係各国が連携して実施した、不正プログラムを利用したインターネットバンキングに係る不正送金事犯の実行者を検挙する国際的な取組	
達成状況:◎	達成目標	サイバー関連事業者等との連携強化等により、サイバー犯罪対策を推進する。
業績指標②	実績	
サイバー攻撃対策 に係る取組状況 (事例)	【事例1】 サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内の攻撃インフラ(C2サーバ(注3) 61台)の機能停止(テイクダウン)を促進した。 注3 Command and Control serverの略。攻撃者の命令に基づいて動作する不正プログラムに感染したコンピュータに指令を送り、制御の中心となるサーバのこと	
	【事例2】 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、関係機関等との共同対処訓練、情報交換等の取組を推進した。	
達成状況:◎	達成目標	関係機関、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化等により、サイバー攻撃対策を推進する。

参考指標①	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
サイバー犯罪(注4)の検挙件数	合計(件)	7,334	8,113	7,905	8,096	8,324	7,954	9,014
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	543	980	364	373	502	552	648
	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪	178	478	192	240	374	292	355
	ネットワーク利用犯罪	6,613	6,655	7,349	7,483	7,448	7,110	8,011
(30年4月情報技術犯罪対策課作成)								
注4 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪								
参考指標②	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	77,815	84,863	118,100	128,097	131,518	108,079	130,011
	詐欺・悪質商法	29,113	36,237	58,340	67,026	67,480	51,639	67,268
	迷惑メール	12,946	10,682	14,185	16,634	14,583	13,806	11,511
	名誉毀損・誹謗中傷	10,807	9,425	9,757	10,398	11,136	10,305	11,749
	不正アクセス・ウイルス	4,803	6,220	9,550	7,089	9,530	7,438	11,936
	違法情報・有害情報	3,199	3,132	5,080	4,854	6,913	4,636	4,024
	インターネット・オークション	4,848	5,950	6,545	6,274	5,440	5,811	5,771
	その他	12,099	13,217	14,643	15,822	16,436	14,443	17,752
(30年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標③	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額	発生件数(件)	64	1,315	1,876	1,495	1,291	1,208	425
	被害額(万円)	4,800	140,600	291,000	307,300	168,700	182,480	108,100
(30年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標④	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報(注5)件数	違法情報(件)	38,933	30,371	35,013	72,073	33,284	41,935	27,016
(30年4月情報技術犯罪対策課作成)								
注5 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報								
参考指標⑤	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
出会い系サイト及びコミュニティサイト(注6)の利用に起因する犯罪に遭った児童の数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	218	159	152	93	42	133	29
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,076	1,293	1,421	1,652	1,736	1,436	1,813
(30年4月情報技術犯罪対策課作成)								
注6 出会い系サイトは、面識のない異性との際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト等。コミュニティサイトは、SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称								
参考指標⑥	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
標的型メール攻撃の把握件数(注7)	標的型メール攻撃の把握件数(件)	1,009	492	1,723	3,828	4,046	2,220	6,027
(30年4月警備企画課作成)								
注7 警察と情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間でサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組みである「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の連携事業者等(30年1月現在、7,737の事業者等)から報告を受けた件数								

参考指標・参考事例

参考指標⑦	項目	24年	25年	26年	27年	28年	24～28年 (平均)	29年
サイバーテロ(注8)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
	(30年4月警備企画課作成) 注8 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの							
参考指標⑧	項目							
「治安に関する世論調査」(注9)の結果	質問の概要	犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所(注10)						
	回答項目(%)	24年	29年					
	インターネット空間	41.9	61.1					
	質問の概要	被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪(注11)						
	回答項目(%)	24年	29年					
	インターネットを利用した犯罪	42.3	60.7					
	質問の概要	警察に力を入れて取り締まってほしい犯罪(注12)						
	回答項目(%)	24年	29年					
	インターネットを利用した犯罪	35.1	51.2					
	注9 内閣府が全国18歳以上(24年は20歳以上)の者3,000人に対して、29年9月に実施。前回調査は24年7月。 注10 「あなたが、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか。」との質問(複数回答)に対して、最も回答が多かった項目を抽出して表示。 注11 「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか。」との質問(複数回答)に対して、最も回答が多かった項目を抽出して表示。 注12 「あなたが、警察に特に力を入れて取り締まってほしい犯罪は何ですか。」との質問(複数回答)に対して、最も回答が多かった項目を抽出して表示。							

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業:61 サイバー犯罪取締りの推進】</p> <p>効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注13)を活用し、サイバー犯罪や違法情報の取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用し、ファイル情報の分析・検索を行った。このほか、高度情報技術解析センターを中心に不正プログラムの効率的な解析を推進した。</p> <p>注13 特定のサイバー犯罪の初期捜査やインターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p>
	<p>○ 警察職員への研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業:63 サイバー攻撃対策の推進、64 大規模産業型制御システム模擬装置整備】</p> <p>サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法に関する民間委託による訓練等を実施するほか、サイバー攻撃に関する情報収集及び分析のための資機材を運用するなど、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止のための体制強化を推進した。</p>
	<p>○ 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進</p> <p>リアルタイム検知ネットワークシステムを運用してサイバー攻撃の予兆及び実態の把握に努めた。</p>
	<p>○ 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業:62 情勢に対応した訓練環境の充実】</p> <p>各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施した。</p>
	<p>○ 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:60 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】</p> <p>警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等において講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトや警察庁ウェブサイト「@police」、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を活用し、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
	<p>○ サイバーテロ対策協議会(注14)、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携</p> <p>サイバーテロ対策協議会等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、制御システムへのサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の重要インフラ事業者等と連携するなど、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を推進した。</p> <p>注14 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成する協議会</p>
	<p>○ 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携</p> <p>サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク(注15)を通じて事業者等から提供されたサイバー攻撃に関する情報等の集約・分析、その結果に基づく注意喚起等により、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等と連携するなど、サイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を推進した。</p> <p>注15 警察と情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うネットワーク</p>

	<p>○ 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 G7ハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪に係る二国間協議等への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>
	<p>○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進【61 サイバー犯罪取締りの推進】 インターネットバンキングに係る不正送金事犯について徹底的な取締りを推進したほか、JC3と連携した取組により、転送サイト(詐欺サイトに転送するよう改ざんされた正規サイト)についての当該正規サイト管理者等への注意喚起や、発見した詐欺サイトのURL情報のAPWG(ウェブブラウザ事業者等が加盟する国際的なフィッシング対策の非営利団体)等への提供、詐欺サイトにおいて利用された振込先の口座名義人等に対する取締りを実施するなど、効果的に詐欺サイト等への対策を推進した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
	<p>○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化 デジタルフォレンジック連絡会を開催し、情報技術解析に係る関係機関との情報共有を図った。また、関係機関に対し、デジタルフォレンジックに関する講義を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。さらに、情報技術解析に資する技術情報の収集等を図るため、民間事業者等との協力関係構築に取り組んだ。</p>
	<p>○ 産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:60 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等、61 サイバー犯罪取締りの推進】 「新たな傾向のサイバー犯罪等に対応するための官民連携の更なる推進」をテーマに有識者会議において議論した。また、産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とするJC3の活動への参画等により、サイバー犯罪情勢や対策の在り方、インターネットに係る最新の技術に関する情報等について情報交換を行い、民間企業との協力を推進した。</p>
	<p>○ インターネット・ホットライン業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業:59 インターネット・ホットライン業務】 一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいて、通報を受けたインターネット上の違法情報等に関し、サイト管理者等に対して、29年中は違法情報2,187件の削除依頼を行い、このうち1,778件(81.3%)が削除された。</p>
	<p>○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、29年中は97件を検挙した。</p> <p>○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業:59 インターネット・ホットライン業務】 「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル」の改訂や、具体的なサイバーパトロールの方法の教示等を行い、防犯ボランティア団体の活動を推進した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>判断根拠</p> <p>業績指標①については、29年度中、サイバー関連事業者等との連携を強化し、情報提供や注意喚起、被害防止対策等を積極的に推進したことから、目標を達成したといえる。 業績指標②については、29年度中、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化したことから、目標を達成したといえる。 各業績指標は目標を達成したものの、29年中は、標的型メール攻撃の把握件数(参考指標⑥)が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標②)が引き続き高い水準となるなど、サイバー空間の脅威は依然として深刻であることに加え、「治安に関する世論調査」(参考指標⑧)においてもサイバー空間におけるより一層の取組が求められていることから、本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、「実績」欄に掲げた事例をはじめとして、金融機関やJC3等の関係機関・団体と連携した対策の強化や注意喚起等の取組を推進したことが目標の達成に寄与したと考えられる。 業績指標②については、重要インフラ事業者等、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との共同対処訓練の実施、情報共有等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標及び業績指標等】 今後も、安心できるIT社会の実現を目指すため、サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止が必要であることから、現在の業績目標及び業績指標を引き続き目標等として設定する。参考指標⑤については基本目標1の参考指標として用いるため、また、参考指標⑧については不定期の調査であるため、それぞれ削除する。 【達成目標】 安心できるIT社会の実現を目指すに当たり、サイバー犯罪の検挙や被害防止に向けた取組の推進を明確化するため、達成目標の表現を変更する。</p>	

	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 サイバー空間の脅威は依然として深刻であることから、引き続き、人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。
学識経験を有する者の知見の活用	30年6月19日に開催した第35回警察庁政策評価研究会において、有識者から次のような意見があった。 ○ 全ての業績指標の達成状況が◎と評価されているのに、全体評価が○というのは厳しいのではないか。 ○ 全ての業績指標の達成状況が◎と評価されているのに全体評価が○というのは、業績指標の立て方がおかしいのではないか。	
政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	○ 「平成29年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(30年3月警察庁) ○ 「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」(30年4月警察庁) ○ 「治安に関する世論調査」(29年11月内閣府)	
政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、 情報技術解析課	政策評価実施時期 30年8月